

平成26年川俣町議会第5回定例会会議録

平成26年川俣町議会第5回定例会は、6月9日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君	監 査 委 員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は、１６人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を進める前に申し上げます。

本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでいただいても結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において４番議員 嶋原利光君、５番議員 高橋道也君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて６０分以内いたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。通告順に質問を許します。

１４番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○１４番（石河 清君） 皆さん、おはようございます。１４番議員の石河でございます。

私は、地域住民の皆様方や町民の方々から私ども日本共産党や党講演会のほうにお寄せいただきました諸要求や願いの中から大きくは２点、細部４点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策・対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

まず大きな第１点目は、住宅リフォーム助成制度の創設で地域活性化をについてであります。

今日の地方自治体は、大型開発事業から住民生活に密着した公共工事や助成などを優先する政策の転換が、今強く求められていると考えるわけであります。政府は、国内建設業者の転業を促す一方、世界マーケットを見れば、建設業界は成長産業として莫大なODA（政府開発援助）予算などを使って、ゼネコンの海外進出を支援しようとしているわけであります。しかし、今、求められているのは、過剰な外需依存から脱却して、内需を増やし、持続可能な経済社会を築くことが大変重要であるというふうに考えるわけであります。自然エネルギーや、地元で供給できる建築資材の活用は、山林の整備や地場産業の活性化など、新たな仕事を起こし、地域振興に結びついてくるわけであります。住宅リフォーム市場は、既存住宅がある限り存続し、建設業者の確かな技術・技能が必要とされるわけであります。そのような分野であります。この市場に活力を与えることは、安心安全な居住空間をつくり、経済波及効果や建設労働者の雇用維持機能を高めてまいります。２０１４年３月の調査では、全国の４７都道府県の６２８の自治体で取り組まれている、実施されているというふうにお聞きしているところでございます。県内でも既に、いわき市を初め、二本松市など１５の自治体で本県でも取り組まれているというふうにお聞きをしているところであります。

細部の質問１点目であります。昨今の特に消費税の引き上げなどによる景気低迷の中で、本町における住宅の新規着工の件数などは減少しているというふうに思われますが、過去５年間にさかのぼりまして、着工はどのような状況になっているのか、お伺いしておきたいと思います。

細部の質問２点目は、住宅リフォーム助成制度の内容については、町民の皆さんが住宅を増改築する際、町内の業者に発注すれば、工事費の５％ないし２０％を助成するというものであり、中小零細業者の仕事づくりを促進し、地域経済を活性化することに貢献する事業であります。本町でも、この事業を一日も早く実施すべきであるというふうに考えるわけではありますが、町当局の今後のこの事業についての取り組みの対応について、お伺いしておきたいと思うわけであります。

続いての大きな２点目は、本町の山木屋地区以外の除染の今後の取り組みについてであります。

細部の質問の１点目、特に農村部における郡部のほうの裏山の除染について、伺うものであります。ほとんどの線量調査の結果を見ても明らかなように、郡部のほうの裏山を背負っておるうちの裏側は大変線量も高いというのが実情ではないかなというふうに思っております。細部の質問１点目、平成２４年度で実施された飯坂地区、小島地区、福沢、大綱木、小綱木地区の生活圏除染につきましては、住宅の裏につきましては、土手や山林については、実施したところでもいわゆるのり面での２０メートルしかやっていないというのが、実態であります。したがって、今後の取り組みになるというふうに考えるわけではありますが、当然建物から水平にはかって２０メートルのところまで、ですから、普通の山ですと、山の山頂のほうまで行ってしまう場合も、のり側でいきますとなる場合もあるわけですが、このような山林などの土手などの除染についても、早急に実施、行うべきであるというふうに考えるわけではありますが、今後のこのような場所についての除染の実施については、いつごろというふうになるのか、お伺いしておきたいというふうに思う次第であります。

細部の質問２点目は、ため池の除染については、町内の水田で利用している全てのため池の除染を私は実施すべきであるというふうに考えておるところであります。町内にあるため池の数は何カ所ぐらいになるのか、また、まだ水路なども私のほうの地域についてはやっておらないわけではありますが、水路などとも合わせて、このため池の除染なども一緒にやって実施したほうがいいのではないかなというふうに私は考えておりますので、合わせて一緒に取り組むべきではないかなというふうに考えております。今後のため池や用水路の除染について、当局の具体的な、いつごろになるのか、対策・対応について、お伺いしておきたいと思う次第であります。

以上、大きくは２点ほどについて、質すものであります。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。今日から一般質問であります。ひとつよろしく願いをいたします。

１４番 石河清議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、住宅リフォーム助成制度の創設で地域活性化をの（１）、消費税増税など昨今の景気低迷の中で、本町の過去５年間の新規着工件数はどのようになっているかについてのご質問でございますが、新規着工件数は、平成２１年が２７件、平成２２年が２９件、平成２３年が１５件、平成２４年が６３件、平成２５年度が３９件となっております。平成２１年及び平成２２年につきましては、景気低迷により着工数は横ばいでありましたが、平成２３年につきましては、東日本大震災及び原発事故の影響により、着工数が減少したものと思われます。また、平成２４年及び平成２５年につきましては、被災した家屋の建てかえや消費税増税前の駆け込み需要等により、例年を上回ったものと考えております。

次に、（２）、住宅リフォーム助成制度について、早く実施すべきと考えるかについてのご質問でございますが、住宅リフォーム助成制度につきましては、町民の皆様が住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を町が助成することにより、住宅の改善を容易にするとともに、関係する町内の中小事業者の振興を図ることが主な目的であると認識をしております。現在、町では、個人住宅改修等の支援制度として、介護保険住宅改修、高齢者に優しい住まいづくり、川俣町林業等活性化対策奨励金、宅地関連災害復旧事業費補助金等の助成制度を実施しております。また、平成２５年度からは、木造住宅の耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行う場合に助成する木造住宅耐震改修支援制度を創設し、より安全な住宅づくりに寄与しているところであり、新たな住宅リフォーム助成制度の導入につきましては、既存の助成制度と住宅リフォーム助成制度の事業目的、必要性及び緊急性を整理し、他自治体の支援制度の内容や事業効果を研究しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目、除染の今後の取り組みについての（１）、平成２４年度除染実施地区で、建物から２０メートルの未実施部分はいつごろから除染するのかについてのご質問でございますが、来月から対象となる地区住民の皆様への説明会を開催し、土地立ち入りの承諾を得られた段階で９月ごろを目途として発注してまいりたいと考えております。

次に、（２）、ため池についても除染すべきと考えるが、対象個所は何カ所か。また水路についても実施すべきと考えるかについてのご質問でございますが、現時点では、国及び県から交付金活用に当たり必要となるため池除染に関する技術指針等が示されていない状況であり、除染の実施ができない状態となっております。町といたしましては、議員ご指摘のとおり、ため池除染は必要なことと考えていることから、国及び県に対し、技術指針等を速やかに示すよう求めているところであり、引き続き、国等の動向をしっかりと注視してまいる考えであります。また、ため池の箇所数であります。町がため池台帳で把握しているため池は３０カ所あります。このほかにも、個人や地区で管理しているため池がございますが、これらについては、町では十分に把握できていない状況にあります。そのため、ため池除染を行う際には、個人や地区で管理されているため池についても、除染が実施されるよう広報かわまたや、災害広報等を活用して、広く除染の要望を把握してまいります。さらに、農業用水路の除染

につきましては、平成２５年１月３０日付で福島県農林水産部から通知のあった農業用排水路等除染業務委託設計積算上の留意事項に基づき、除染実施が可能となったことから、平成２５年度発注の生活圏の除染から設計に組み入れております。なお、平成２４年度に生活圏を除染した区域の農業用排水路の除染につきましては、今年度中に実施できるよう努めてまいる考えであります。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○１４番（石河 清君） 若干、再質問させていただきます。

まず最初の住宅リフォームについては、かつて、２年前くらいにも１回質問もしております。そのときも答弁は、ただいま町長が答弁したような内容でございました。当然、私も、今、町のほうで取り組んでいる、特に介護保険関係、また高齢者福祉関係の手すりつけたり何だりのそういう事業をやっているし、あと、地元の杉とか松使って、そういうやつに対する林業活性化につながるようなやつも、私も十分承知しております。でも、やはり、今回私が提案しておるのは、まず最初は、いわゆるそういう高齢者や福祉にかかわらず、とにかくリフォームをしたいと、あと若干、今回もちろん、震災ということもあったので、その該当する人は、町のほうの補助も２０万円あったようにね、屋根がえやなんか、そら当然やった人もあるでしょう。けども、そこに至らなくて、ちょっと、柱が曲がっているとか、床の張りかえをしたいとかという方も大変いらっしゃいます。壁なんかもゆがんでいる、取りかえたいとか。だから、私は、ぜひそういう、いわゆる町内にもたくさん大変な中で頑張っている業者さん、特に大工の皆さん、ペンキ屋さん、左官屋さん、畳屋さん、結構、今、震災で大工さんなんかは、県外のほうにもやむを得なくて、宮城県の方に、私の知っている人も通勤している方もいらっしゃいますが、なかなかこの地元、町内では、そういう仕事が回ってこないっていうか、仕事があるようなんですが、なかなか仕事が出ていない、できないというのが実情になっているのではないかなと、私は思うんですね。だから、その辺の実情に合った小規模な、やはり町民の皆さんが毎日暮らしている本当に増改築、そういうところの応援を、町の支援をするというのが、今、大事なことはなからうかなと、そうすれば、地域で、地元で頑張っている大工さんなり、ペンキ屋さんなり、畳さんが、自分たちの仕事になって、忙しくなってくるといふふうになれば、地域の活性化に私は大きな期待もされているし、活性化につながるのではないかなというふうに思っているんで、その辺、仕事あるようですが、実際には現場では仕事はないというふうに私は思っているんですが、町長どうなんですか、その辺の実態というか、どのよう思っておりますか。まず最初、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問に答弁いたします。

前にも、平成２２年６月に同様のご質問をいただいております。議員、ご質問の中で、壁、床等の張りかえしたい人、また、実情に合った増改築に対する支援という

ことでございますが、先ほど町長も答弁いたしましたとおり、既存の助成制度と住宅リフォーム助成制度の事業目的と必要性、緊急性を整理をいたしまして、他自治体の支援制度の内容等も研究をしながら、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 議長、14番です。聞いたのは、だから、実際には仕事がない、私は、大工さんにもペンキ屋さんにも、私の近所にもペンキ屋さんやっている人いるんだ。仕事ありそうなんだけど、実際ないんですよ。だから、当局では、その辺、実情をどのように把握しているのかなと。仕事忙しくて、頼まれてもできないくらい忙しいかなんていうふうに思っているんじゃない、これ話にならないですよ。だから、その辺の実態はどのように、当局の皆さんは押さえているのかなと。私は地域にいて常々大工さんもあるし、ペンキ屋さんもあるから、仕事ねえんだぞって言う大工さんも畳屋さんもあります。なので、やはりこういう事業が必要ではないかなというふうに私は思っているんで、今回、質問している次第ですので、その辺はどうなんですか。全然、何か今のは答弁になってないなあ、再度。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問に答弁いたします。

設備関係の業者さんと、あと大工さんとかの状況でございますが、正確には状況を把握してございませんので、今後、早急に把握をして対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 正直なお答えで、そのとおりかなというふうに私も思っております。ですから、その辺は、町内の本当に大工の皆さん、あるいはペンキ屋さん、特にペンキ屋さんなんかは仕事ないんですよ。私も近所なもんだから。だから、その辺の実態をつかんで、そして、私が、この前、2年前に質問したときも、やはり県内ではいわき市がいち早く取り組んでおるんですよ。だから、いわき市では本当にこの、結構皆さんから、市民の皆さんから、期待もされて、実績も上がっているというふうに私は思っているんですが、その辺、町長、いわきの状況をつかんでいる範囲で答弁できればいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問に答弁いたします。

私の調べた範囲内でございますが、いわき市の個人住宅優良ストック形成支援事業ということで、住宅のリフォームを実施しているようでございます。事業の目的としては、市民が行う個人住宅の改良支援をすることにより、良好な住宅ストックの形成促進と総合的な住宅施策の推進を図るとともに、市民の消費活動を促し、地域経済の活性化を図るものを目的とされているようでございます。事業の内容でございますが、住宅の改良工事を行う市民に対して、その費用の一部を市が補助するというところでございます。補助を受けるための要件としまして、3点ほどございます。いわき

市に住民登録を行っている。補助対象となる個人住宅の所有者本人、またはその親族がその住宅に居住をしている。世帯全員が市税等を滞納していないというようなことでございます。補助の対象ですが、市内施工業者が行う工事代金10万円以上を税込の個人住宅の改良工事ということになっているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 14番です。いわきは、本当に県内でもいち早く取り組まれて、実績も上がっておるし、なので、当然、継続してやっているというふうに私は思っております。ちょっと今年の金額、ちょっと私も聞かなかったんですが、3,000万円ぐらいの予算化は、当初からとって、この対応をなされているというふうに、私は聞いております。いわきの場合は、改良工事費の10%の15万円が限度のような内容でやっていらっしゃるようでございます。あと県内でも、その他、今15ぐらいの市町村で取り組みも広まっているというふうにお聞きしておるので、さらに私もその辺の状況も今後つかみながら、本町でも早く実施していただいて、効果の上がる、今期待もされているこのような事業に取り組むべきであるというふうに思っております。あと、さっき答弁にもあったんですけども、やはり、2年前にも答弁したんですけども、今、いろいろやっているこの事業あるので、その辺の整合性を図りながら、この検討するという答弁だったんですよ。だから、2年もたっているわけだからね、これは、私は検討するって言ったら、半年とかせめて1年で次の年にはやるっていうのが普通の検討する中身でねえかなと思うんですよ。2年も3年も放ったらかしておいたんでは、何を検討してたんだかなというふうに、私は大変残念なことでございますので、町長、この辺はどうなんですかね、2年もたってまだ。あと、こんなこと言っては失礼なんですけど、請願、陳情も今回もらっているでしょう。議会には今回上がっているんだけど、福島建設ユニオンから、今回、地域経済の活性化と住民の住環境改善のために住宅リフォーム助成制度を創設、拡充、継続を求める陳情書は3月の時点で、多分町長にもこの陳情書はいつているわけですよ。なので、当然目を通して、私の前の質問も合わせて、検討されて、今回は取り組むぞっていうような答弁、当然出るのではないかなと、私は思って質問しているわけでございますけれども、その辺、町長のほうでは陳情も受けているわけですし、前の質問も私、やっているんだから、どのような内容で検討されたんだかね。さっきのこの2年前に答弁されたような内容のことでは、私はどうも2年間何を本当に検討してきたのか、ちょっと納得できないので、その辺、町長どうなんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、検討のことで、質問ございましたけれども、議員ご存じのとおり、この間町では、宅地関連災害復旧事業、この事業に全力で取り組んでまいりました。今般の地震による被害ですね。全壊、半壊ありますけれども、宅地も含め、建物も含めてその事業に取り組んできておりました。これは、時間がかかり過ぎるという議会のご指摘も

ございましたが、確かに、時間をかけ、までえにやった考えでいるところでございます。そんなことで、今ご指摘のリフォームについても、検討し、今、課長が申し上げましたように、いわき市等も調べたところでございますが、議員ご指摘のとおり、10%、15万円程度というようなことでございますが、今、町のほうで行ってまいりましたこの災害復旧事業については、もっと大きな中で動いておりますので、それぞれ、先ほど答弁申し上げましたが、介護保険住宅改修、高齢者に優しいまちづくり住宅、また、町の林業活性化等やっておりますが、今度新たに木造の耐震についての補助事業も取り組むことにいたしましたので、いろいろと検討しないんじゃないじゃなくて、検討した中で、今になっていることを、まずもってご理解いただきたいと思います。

つきましては、答弁申し上げましたが、これからも、それぞれの制度と国に合わせながら、議員がお質しのこの住宅リフォーム事業についても、我々も検討していくことについて、取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 14番です。前向きのほうの答弁にはなってきたようでありますけれども、例えば、全国で、隣のこれは山形なんですけれども、この鶴岡市ってあるんですけれども、ここでは、あれですよ、住宅の増改築だけでなく、いわゆる倉庫とか、店の店舗とかね、商店街の活性化のためにもどんと仕事を広げて、やっぱりそういうところも取り組んでいるところもあるんですよ。これは山形県のことで、すけれども。だから、とりあえずは、うちの町なんかは、やはり増改築とか、いわきでやってるぐらいの取り組みは、やはり、確かに、町長言ったように、これは震災もあっていろいろ大変だった。それに20万円だけれども、いろんな該当してやってもらった、町単独でも。それはそれで、私は、よかったかなというふうに思うんですが、新たにここで、その辺も大体は、それに該当するやつは皆終わっているわけだから、だから、ここで、このリフォーム制度を取り入れて、だから今、やはりそういう、50万円、100万円の仕事でもなかなか大変なので、生活に苦しくて、やりたいんだけど直せない、取り組めないという方々が、やはり、これ15万円、20万円、そういう町のほうからの支援があれば十分取り組める、それが今度のリフォーム制度なわけですから、ぜひ、今から準備をすれば、新年度には私は十分間に合うと思うんで、新年度には、来年度には、このような制度を本町でも取り組んでいただきたいと、その辺、町長、はっきり申し上げてもらいたいですが、どうですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 山形から、いわき市からいろいろと全国の例はたくさんあるという話をお聞きしました。400ぐらい自治体やっていると。また、それぞれの地域、自治体がそれぞれの住民の皆さんの安全・安心な生活を守るために、また、地域の経済の産業の活性化を図るためにという思いで取り組んでおられることと思います。町といたしましても、そのようなことは十分と踏まえながら、今、議員お質しのような事業につきましても、今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと

思います。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 町長も、今度は検討ということは、本当に前向きの検討で、来年度から実施するということで、私は受けとめておりますので、その辺も町長は忘れないように進めていただきたいと、要請しておきたいというふうに思う次第であります。

あと、2番目の除染のほうに入るんですがございますけれども、私の地域とか、飯坂とか福沢とか、最初にやったもんだから、やっぱり、いろんな不満が今出ております。なので、今、小神なんかは終わって、大変私の小ヶ坂の皆さんはすぐ隣がこの小神なもんだから、何だよ、同じ除染やってて、小神のほうと何でこんなに違うんだべなっていう話になるんですよ、今。それが日常会話になっておるんです。だから、当然、私も、言われるんですよ。地元の方にも、小神は何でああいうふうにきれいになってんだけれども、裏の山だって土手だってきれいになって、何で小島のほうやんなかったんだいってなるわね。なので、当然、小神のほうは、もちろん私は、当たり前だし、もちろんセシウム下げるのが、ただの掃除やっているわけじゃないですから。セシウム下がってなくては意味がないとは思いますが、当然、私どもの裏山や、表玄関よりは家の裏ではかれば、必ず、我が家はもちろんだけれども、ほとんど高いですね。特に杉山なんか背負っている家は、必ず高いし、戻っている場所もあります。なので、私言ったように、とにかくきっちり、家から20メートル水平に行ったところの頭に、のりを上げていけば、急な山だったら、かなりずっと上のほうまで行くかも知んねえ。だけどそれが、本来の私はやらなきゃなんない除染ではないかなというふうに思うんですよ。その辺は、まず最初に、どうなんですかね。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 議員ご指摘のとおり、裏山については、おおむね20メートル除染をしていきたいと思っています。

以上、答弁としたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 14番。おおむねやるということは、おおむねというのなかなかそれ、判断が私も難しいんですが、やっぱりそれ、現場によっては、急なところもあるだろうし、なだらかなところは、やったって、仕事も作業も楽だし、危険ではねえかしんねえ。ただ、私も福島の方ちょっと聞いてみたんですけどね。見てみたんですよ。そうしたら、山もやってますわな。福島の市内の。そうしたら、かなり急なところ、かなりでない、急だってやってるんですよ。安全対策をして。例えば、ロープをつって落ちないように、働いているもんが。そこまでやってるっていうふうに、まあこれ昨日の話だから、福島の市内に除染に行ってる人に聞いたんだから間違いはない。ということなんで、福島でやっていて、うちのほうでできないなんてことはないですよ。なので、多少急なところでも、とにかく、きちっと、やはり裏山や土手についても、条件が厳しくても、やるっていうことが私は、本来、当然のこと

だというふうに思うんですが、確認の意味も含めて、その辺の除染の取り組みについて、再度伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご答弁を申し上げます。

ただいま議員がご指摘のとおり、福島市でも裏山の除染はやっております。川俣町も当然、福島と同等に裏山の除染はしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） あと、私も、農家の、百姓なもんですから、大変心配しておることは、やはりこれから、残されているため池、用水路、やはりこの辺をきっちり、ため池、用水路の除染をできれば一緒に合わせてやってもらいたいなというふうに常々私は考えております。先ほどの答弁では、まだ、町で押さえているため池は30カ所って言いましたかね。30カ所では、私も、まだ100%把握はしておらないけれども、私の地域だけでも、結構私もわかんなかったようなところにも、結構行ってみると、現場にあるんですね。なので、これは地域に入って、現場を農振会なり、地元の、やはり聞いてもらって、例えば小島のほうだったら、やっぱり農振会さんが一番わかるんだから。協議会長あたりに言ってもらって、何カ所あるんですかと、田んぼに実際。やはりその辺は聞いて、あと現場を確認してください。でないと、役場さんではわかんないと思います。その辺も、そのような方向で、まず確認をして、そして、何だかやることについても、はっきりしないようなさっき答弁だったんだけど、当然、私は、ため池の下の土砂には、県ではかったって、これは本当に高い数値が出てるんだから、これもしあれだったら、町独自でもはかんなくやなんないと私は思うんですよ。だから、郡部のほうのため池、こら、試しに調査も含めて、町ではかってくださいよ、これ。そして、そういう証拠も、やはり、国にきちっと示して、もし、やっぱりだからやんなくちゃなんねえだというふうに言わないと、私は国もなかなかやらないと思いますよ。だから、こうして、段取りって、やっぱりうまくやんないと、ため池って大変だべした。今は、水かけてるわけだから、田んぼの水につかっているわけだからね。そうすると、田んぼの水、要らなくなった時期をみて、田んぼさ、要らなくなったときに、そこから、やっぱりため池の水を抜いてもらって、そして乾かす段取りをしていかないと、水張ったんじゃ、これ、バックホーンで土砂を取るって、取りようもない。なので、乾いた状態にした土砂を私は取り除くほかねえんじゃないかなと。あと、乾いたやつは、トンバックさ入れれば、仮置場にだって置かれるしさ。だから、その辺の段取りも、今からですよ、段取りよく、抜かりなく、きっちりやっていかないと、とても今年、来年の間に合わなくなっちゃうと、私はそう思うんで、早く早急に、やはり、私どもの本当に、3.11前の環境を取り戻すために、最低限、この辺も住宅と合わせて、ため池や用水路も私はやっていただきたいと思うような立場から、これは質問しているんで、その辺もどうでしょうか。今

の言った私の段取りやなんかについて、どのように考えているか、その辺も再度、お聞かせください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目は、ため池の把握であります。これについては、議員ご指摘のとおり、農振会を中心に現場のほうを当たりながら、把握に努めていきたいと思っております。

もう1点、早急に除染を開始すべきだということなのですが、段取りを含めて、これから、町のほうで、いろいろため池調査をしながら、状況把握をして、とりあえず、福島県で行われます実証事業に、今2カ所、手を挙げております。1カ所については、小神地区、2カ所目については、鶴沢地区にお願いをしながら、実証事業をして、そこで、技術的な技術指針等を確立をして、町のほうは進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 最後になるんだけど、当然やるというような方向の答弁でございますので、早急に実施、段取りをよくして、実施していただきたいというふうに思うんですが、やはり私は、特にため池なんかは、このやり方、技術というか、手法というか、どういうことでやるのか、やっぱりこれが一番今までやっとことないわけだからね。だから、それが、例えば、今、小神のほうでやるとかだから、大変、これ重要なことであるので、十分、その辺も早く実施していただいて、本町の全てのため池を除染に実施できるように、段取りをうまくして、進めていただきたいというふうに思う次第であります。これについては、あと、場所については、農振会のほうに尋ねれば、その地区地区の全てのため池は出てくるというふうに私は思っておりますので、この辺は、あと町のほうでなお確認すると、そういう方向で、そうするとこれ、例えば、この時期的には、いつごろまで見込みとしてはあれですかね。結局、来年になれば、来年度の作付も始まるわけだから、やっぱ、なるべく早くやって、そしてため池もある程度、これは難しいけれども、水をためておいて、来年の作付にも支障ないようにという、これ、かなり厳しいんですが。その辺も考えながら、農家の来年も当然休まずに作るわけだから、その辺も踏まえながら、取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、その辺について、最後にお伺いしておきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答えします。

今の実施時期をお尋ねでございますが、町のほうでは、今回実証事業を2カ所やる予定にしております。その実施時期については、今、水が田んぼに入れる時期であります。これから8月上旬までは多分入れるかなと。8月下旬になれば、多分水を切って、乾かす段取りに農家さんはなると思っています。その時期を見計らって、町のほうでは実証事業に取り組んでいきたいという考えでありますので、ご理解を賜りたいと思

います。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 2番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番、高橋道弘であります。私は、今、町民の皆様が一番心配して、そして、疑惑を、そして、怒っている商工会の数年にわたる補助金を不正に交付してきた問題について、古川町長に質すものであります。

商工会における不適正な経理処理につきましては、昨年の春ごろから関係者の間では、問題視されていたことは、私も含め、多くの議員にも町民の声として、届いておりましたから、当然、古川町長にも届いていることだったと思います。それから約半年、くすぶり続けてきた疑惑が、福島県商工会連合会からの指摘によりまして、昨年12月16日、川俣町商工会に調査委員会が設置されたことにより、多くの人が知るところとなりました。商工会においては、本年4月21日まで、8回にわたる調査委員会を開催し、平成21年度から平成24年度までの4年間で11事業において2,874万7,774円の不正請求及び使途不明金が明らかになったと、町長に報告があり、また、プレス発表等もありまして、全ての町民の知るところとなりました。しかしながら、4月24日及び25日の新聞各社の報道、そして、不祥事発覚後、初めて開催された5月23日の臨時議会においても、古川町長は、商工会の問題については、提案要旨の中で触れることはありませんでした。この臨時議会に提案された一般会計補正予算には、商工会が不正受給した県及び国の補助金135万2,000円が返還するために措置されていたにもかかわらずであります。私は、昨年12月以降、産業建設常任委員会及び議会の全員協議会において、この問題を提起し、川俣町として、特別監査なりを実施するよう質問してきましたが、商工会の調査結果を見て対処するとの回答で、積極的に疑惑の解明に動くことは町長はありませんでした。本年4月30日開催の議会全員協議会において、ようやく町の対応方針が示されました。遅きに失したとは言いながら、この方針によれば、本年6月5日までに平成21年度及び平成22年度に町が補助金を交付をした21の事業の再調査を終了することとなっています。この間、福島県もまた、国の経済産業省も商工会に立入調査を行い、厳正に対応することを明らかにしております。古川町長、商工会に補助金を一番多く交付しているのは、川俣町です。平成21年度から平成24年度まで、4年間で42の事業、8,947万950円を町民の税金から支出しているのです。この問題を一日も早く明らかにし、納税者、そして町民の不信を取り除くことは、行政の長たる古川町長の責務であることは明白であります。

よって、先に通告した商工会の不正な補助金申請等を見逃してきた行政責任について、以下5点について、質させていただきます。

まず、第1点、不正な補助金申請等は何年前から行われてきたのか。

第2点、現在判明している町に返還すべき金額はいくらになっているのか。

第3点、町は補助金申請時のチェック、実績報告時の検査等を実施しているにもかかわらず不正を発見できなかった原因はどこにあるのか。また、今後の改善策はあるのか、お伺いをします。

4点目、平成26年度予算の補助金等についても予算措置をされているわけでありますが、これらの執行に当たっての方針はどのようになっているのか、お尋ねをしておきます。

最後、5点目、数年にわたる補助金等の不正請求を見逃してきた責任を執行権者たる古川町長はどのようにとるのか。

以上、5点について、古川町長の明確なる答弁を期待し、質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

商工会の不正な補助金申請等を見逃してきた行政責任をどのようにとるのかの質問でございます。

まず初めに、このたび商工会の使途不明金が発生したところでございます。町と商工会は、地域の商工業発展のため、長きにわたり、相互信頼関係で、町内商工業者の経営の改善や経済振興を図るための諸活動を幅広く支援をまいりました。しかしながら、どのような経過があったにしても、町からの補助金の不正請求が複数年にわたり行われ、それを発見できなかったことは、町として、慙愧の念にたえないものであり、このたび信用を著しく損なう事件が発生してしまいましたことに、町民の皆様は心からお詫びを申し上げる次第であります。今後は、検査体制、検査方法の検証を十分に行い、断固たる態度で、二度とこのような不正請求が生じないように、町の検査体制の改善策を構築してまいりますので、町民の皆様、議員各位には一層のご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

それでは、2番 高橋道弘議員のご質問に答弁をいたします。

まず1点目であります。不正な補助金申請等は何年前から行われてきたのかについてのご質問でございますが、平成26年4月25日付で、川俣町商工会から提出された補助金の不正請求に関する川俣町商工会調査報告書では、川俣町商工会が事業主体となって実施した平成21年度中心市街地イルミネーション事業において、補助金の不正請求が行われたとの認識であることから、少なくとも平成21年度より不正請求があったと判断しているところであります。町では、既に、地方自治法第221条第2項の規定に基づき、検査を開始しておりますが、現時点においては、平成21年度以降に実施された事業の確認作業を優先したいと考えておりますので、今後の確認作業の進捗状況に応じ、平成20年度以前にも遡及して調査を実施したいと考えております。したがって、何年前から不正な請求があったかにつきましては、今後の調査で確認してまいりたいと考えております。

次に、(2)、現在判明している町に返還すべき金額はいくらかについてのご質問でございますが、商工会からの報告においては、町が補助等を実施した10事業に関して、不正請求があったとされる金額は、約2,660万円であります。このうち、川

俣夏祭り実行委員会が事業主体となった平成２３年度夏祭りからりこフェスタ事業及び川俣ご当地グルメ研究会が事業主体となった平成２４年度ご当地グルメコンテスト事業の２事業につきましては、町が福島県電源地域振興財団から補助を受け商工会に交付した事業であり、県等の関係機関との協議が済んだことから、現在までに不正請求額、町に返還される補助金額及び町が電源地域振興財団に返還する補助金額は確定しております。これら２事業の不正請求額は、２０２万８,３３４円であり、町への補助金返還額は１９１万１,１６８円、電源地域振興財団への補助金返還額は１３５万１,９９９円となっております。なお、これらの返還金につきましては、先月開催の議会臨時会において、平成２６年度一般会計補正予算第１号として提案し、ご議決をいただいたものであります。残る８事業につきましては、町だけではなく、国、県が補助金を交付している事業も含まれており、現時点で確認作業が完了していないことから、今後厳正に調査を進め、国、県と協議を進めて金額を確定してまいりたいと考えております。

次に、(３)、町は補助金申請時の確認、実績報告時の検査を実施しているにもかかわらず不正を発見できなかった原因はどこにあるのか。また、今後の改善策はについてのご質問でございますが、川俣町商工会の事業執行状況の確認において、実績報告書及び領収書等の添付書類の確認を持って、検査を終了していたことに原因があると考えております。商工会は、町の商工業の振興及び総合的な改善、発達を図り、合わせて社会一般の福祉の増進を目的としている法人組織であり、これまで、町と商工会は、地域の商工業発展のため、相互に信頼関係を構築しながら、連携して、町内商工業者の経営の改善や、経済振興を図るための諸活動に取り組んできた経緯がございます。しかしながら、どのような経過があったにせよ、補助金不正請求が複数年にわたり行われ、それを発見できなかったことは、町としての慙愧の念にたえないものであります。今後、当時の検査体制、検査方法を改めて検証し、二度とこのような不正請求が発生しないよう、町の検査体制の改善を図ってまいる考えであります。

次に、(４)、平成２６年度予算で補助金等の執行の方針はあるのかについてのご質問でございますが、商工会から不正請求等の報告があった事業は、町が商工会及び商工会が事務局を務める関連団体に対し、平成２１年度から平成２４年度まで補助等を実施した全４３事業のうちの１０事業であり、残る３３事業は、商工会による調査の対象とはなっておりませんでした。そのため、町では、商工会に対し、調査対象となっていない３３事業を含め、町が補助等を実施した４３事業全てについて、調査報告を求めており、既に、町による調査を進めているところでありますが、この調査確認が終了するまでは、商工会に対し、補助等を執行することは難しいと考えております。しかしながら、商工会及び関連団体に対する補助等の執行を停止することは、商工会の会員となっている町の商工業者に対する支援の停止とともに、町の商工業の振興やにぎわいづくりの停滞にもつながりかねないため、速やかに調査、確認作業を進め、平成２１年度までの過去において、不正請求等がなかった事業については、補助等の執行を検討してまいりたいと考えております。

次に、(5)、数年にわたる補助金等の不正請求を見逃してきた責任を執行権者たる町長はどのようにとるのかについてのご質問でございますが、商工会は町の商工業の振興、町のにぎわいづくりに欠かせないものであり、これまで相互の信頼関係に基づき、連携を密にしながら、多くの事業の推進を図ってきたところであります。一日も早い川俣町の復興再生を見出し、取り組んでいる中で、町の商工業者をまとめ上げ、復興に向け、けん引すべき商工会において、今回の補助金の不正請求等が行われたことは、まことに残念であり、甚だ遺憾であります。町といたしましては、不正請求等を発見できなかったことを真摯に受けとめ、不正請求等の全容解明に全力を傾注し、再発防止、補助金等執行の検査体制の見直しに取り組むとともに、商工会法に基づき、指導・監督を行う県と連携をしながら、早急に商工会の適正な業務執行の徹底、さらには川俣町商工業者が失った信頼関係を図ることが最も重要であり、このことが私の責任と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 多くの点を質したいと思いますので、簡潔な答弁をお願いいたしますが、まず第1点目です。平成21年度から調査をしたということを聞いているんですけど、福島県は平成17年度から調査しろということで、再度指示があったみたいには聞いているんですけど、その事実には間違いはないのでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成17年度からということでございますが、福島県が商工会に対する立入検査につきましては、平成18年度からという検査は平成25年度までやっております。ですので、平成17年度というのは、私のほうに直接は聞いておりません。

以上、答弁といたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君の質問を続けます。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それでは、再度質問しますが、平成18年度から県が調査をなさいと、こういうふうに言ったわけでありましたが、そうするとこの平成18年度にさかのぼった理由と町も当然、さっきの町長の答弁には平成20年度以前もやるということですから、平成18年度からも調査をするということでもいいのか、2点、お答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、平成１８年度のことでございますが、平成１８年度にさかのぼってやれということではございません。これはあくまでも、県振興局が商工会法第５０条第１項の規定に基づく立入検査でございまして、５月１３日から２１日まで実施したものでございます。その内容といたしましては、平成１８年から平成２５年までの１０の事業に関しての調査をやり、それに対して、川俣町の産業課のほうでの立ち会いを求められたものでございます。さかのぼって平成１８年まで町としてやるかというご質問でございますが、先ほど、これは、町長の答弁でもございますように、当面、平成２１年度までの事業を精査をいたしまして、その結果に基づきまして、その結果を一応整理をいたしまして、それ以降のさかのぼりで検査というものを進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） いずれにしても、平成１８年度にさかのぼって調査をすることもあり得るということで、解釈をさせていただきたいと思うんですが、２番目の質問ですけれども、２，６６０万円なんだと、こういうお話ですよ、現在わかっているのは。それで、私、その中で、うんと疑問があるのは、２，６６０万円というのは、手数料の補完先が不明になった金額を除いた補助金等の話をしているわけですけど、その中には国県の補助金の話は載ってるのね。だけど、例えば、イルミネーション事業というのは、全部川俣町に１００万円ずつ定額補助しているわけですよ、４年間。その金が不正だったということには、商工会の調査ではなってないのね。だから、町の補助金は、じゃあこの２，６６０万円の中に含まれて話をしてるのか、今まで我々が頂戴した資料によれば、全てそれは、国、県に返す金額というふうに聞いているわけですよ。そうしますと、絹市にしろ、イルミネーションにしても、全部町は補助金を出しているわけですから、町の補助金分については、いかが、この２，６６０万円の中に含まれるのかどうか、確認をします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

２，６００万円といいますのは、先ほどご指摘ありましたとおり、当然、それ以外の事業１０に関しましても、町としての補助金は入っておりますので、２，６００万円の中には町の事業の補助金も入っているという考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） そうしますと、平成２１年度、２２年度については、再調査は終わっているというふうになっているんですね。６月５日まで。平成２２年度まで終わることになっているわけですから、町の方針によれば。具体的に聞きますけど、じゃあ、平成２１年度の市街地イルミネーション事業というのがあるんだ、これね。これ、町当局が我々に配った資料であります。総事業費が７９５万５，２００円で、町の補助金は１００万円だと。そのほか別途国から５００万円だというふうに、こう

載っているんですけど、その中で、国に返す金が４１３万６，２００円、不正額だということで、商工会の調査委員会で明らかになったと、こういうことになっているんですね。そうしますと、４１３万６，２００円というのは、国に返す金じゃないですか。すると、町の１００万円はどこに消えたんですか、そうすると。明確にお答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にまずお答えします。

１点でございますが、平成２１年度の事業といいますのは、商工会のほうから、私らのほうで必要な伝票等をきちっと整理をし、報告を求めることでございますので、結果としては、まだ結果は出ておりません。それで、４６０万円のうち、今回、答弁書の中にあります２事業に関します不正の金額といたしましては、２０２万８３３円でございます。これは、あくまでも電源の４番のからりことご当地グルメの金額でございます。それに対する補助金返還が１９１万１，１６８円、国、電源財団は１３５万円ですので、残り分は町ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 議長ね、答弁できないときは時間とめてくださいよ。私の時間なくなるから。私聞いたのは、そこは聞いてないの。平成２１年度の市街地イルミネーション事業は、総事業費が７９５万５，２００円ですと、これ。産業課さん、川俣町長名でよこしたやつだよ、これ。町補助金は１００万円なんだと。だけど、別途国庫補助金が５００万円あるんだと。そのうち、４１３万６，２００円は返さなんねんだと、国に。明確になってるでしょう。商工会の調査資料で。だったら、川俣町が出した１００万円はどこに行ったんですかと。だから、毎年１００万円、定額補助しているわけだ。だけど、商工会の調査資料によれば、国、県に返す金額は明確に出てますよ。だけど、川俣町が出した定額補助の１００万円については、どうなっているんですかと。だから、具体例として、平成２１年度の１００万円は不正になったんですか、正常なんですかと、私お聞きしているんで、電源地域振興の話は全然してませんから。平成２１年度のことを私は聞いている。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、４１３万６，２００円、これを返すということでございますが、これは、返すということではなく、この分が不適切な支出ということでございますので、これは、調査をしました結果として、その返還金額が決まってくるものと私は考えております。それから、町に関しましても、その国に返す返還金額の率合に応じて、返還を求めるという考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） いや、理解できないんだよね。だって、いいですか。この表をま

とめたのはね、成果の概要に基づいてまとめましたと、明確に書かれてるわけよ。だけど、成果の概要、どこ見たってね、別途ね、国庫補助金が出てますよとか、県の補助金出てますよとか、一回も載ってないんですよ。我々、私も産業委員会にずっと所属してはいますが、予算審議の際に、100万円のほかに国県補助金は何ぼ出てくるだなんていう話は一回も聞いたことはありませんよ、説明として、私は。だから、商工会の資料によれば、これは国に返す金だって言ってる、413万6,200円は。平成21年度は、5月15日に調査を終わったことになってるんだよ、この町の。今さっき町長、いえ、調査をしておりますと、こう言ってますけど、終わってるにもかかわらず、平成21年度のこの一つの事業ね、このことさえわかんなくて、話にならんでしょう。何を検査している、再検査をしているんですか、私から言わせれば。

じゃあ、この平成21年度のイルミネーション事業の総事業費はいくらですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にご答弁いたします。

平成21年度の中心市街地イルミネーション事業の総事業費は、今、私らのほうで捉えておりますのは、799万5,200円でございます。これ一覧表のとおりでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それはないでしょう。799万5,200円が正しいんだとすればですよ、そのうちね、いいですか、国の補助金が500万円で、町の補助金が100万円なんだよ。すると600万円。実に75%の補助率でやったってわけだ。そのうち不正額が413万6,200円あるっていったらですよ、総事業費は799万5,200円から413万6,200円引いた金額にならずにちやいけなないんじゃないですか。だって、それは使ってねえ金なんだ。不正額なんだから。違いますか。だから、何の検査をしているんですかと、私は疑問があるわけ。総事業、本当に事業にかかった金額がいくらなのかということをしっかり捉えなかったら、何が不正か不正でねえかなんてわかってこないじゃないですか。だから、総事業費は何ぼだって、検査終わったんだから、何ぼなんですかって言ってるんです、私。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご答弁申し上げます。

先ほど申しましたとおりに、今、私たちのほうで、商工会さんのほうから、5月15日までに平成21年度の事業の精査をするための書類を提出してくださいという形で、上げていただいております。それは、一つ一つ伝票を歳入歳出も含めまして、それぞれの伝票を確認をさせていただき、コピーをし、整理をしている段階ですので、今の段階で、総事業費というものは、あくまでも、私たちの精査に基づくものの、整理をし、確認をしている段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですよ。商工会の調査委員会自体でやった結果、この一例で

言えば、413万6,200円の不正額があったって言っているわけでしょう、イルミネーション事業で。だったら、不正額の分は、総事業費から除かれるの当たり前の話じゃないですか。それを、検査をね、実績書出したってことは、商工会さんは、総事業費捉えてるから、413万6,200円不適正だと言っているわけじゃなか。返さなくちゃいけないって。それなのに、まだ、いまだ川俣町は799万5,200円が総事業費なんだって言ってたらば、いつになったって不正なんか出てきっこないじゃないですか。何を検査してるんですか、何を指示して町長やってるんですか。そこを明らかにしてくださいって言うんですよ。全部そうだよ。いいかい。次の平成22年度、これも6月5日まで調査報告がきているわけだよ、いいかい。イルミネーション事業、830万円、別途国庫補助金500万円あると。そして、町が100万円だから600万円だと。で、72%の補助です。うち、返す金額は190万6,900円だと、こう言っているわけだ。ひどいのはよ、平成24年度だよ。イルミネーション事業、総事業費526万2,000円だよ。これに対して町が100万円出して、不正額が何と588万3,570円になってる。総事業費よりも不正額のほうがでっけえって数字になってるんだ、これ。総事業費よりも返す金のほうがでっかい事業ってどこにあるんですか。不正額が多いっていうのは。そういうことを、再調査しますって、終わったとこでさえわかんなくて、どうやって再調査してんだか、私は疑問に思うわけよ。

じゃあ、最後のこの平成24年度の何で総事業費より返す金額が多いんだか、明確に今度答弁してくださいよ、これ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

平成24年度のイルミネーションでございますが、これは、私らのほうでも、これも先ほど申し上げましたとおり、確認等が内容が大変悪くございました。町に上がってきた報告書と、国に上がってきている報告書の総金額が、事業費の総額が違う結果に基づきまして、町としては、上がってきた金額がこれで、国庫補助金の金額等の明細等については、町のほうで確認しなかったという結果に基づきまして、国に報告したもの、町に報告したものが違うような総事業費の報告だったということで、こういう差異が出たわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いいかい、町長。これこれね、川俣町の補助金等に関する規則っていうの。これに基づいて、町長仕事してるんだよ。第4条に何て書いてるか。補助金の交付の申請をしようとする者は、（1）申請者の氏名または名称及び住所を書いて出す。補助事業の目的内容を書いて出す。3番目、補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の着手及び完了の予定期日、その他いろいろ書いて出す。経費の配分ということでしょう、今言ってるの、課長答弁した。総額が違うってことは、当然、経費の配分違うわけじゃないですか。ましてや、町が100万円の定額補助を

するっていうんならば、国県補助が何ぼ入ってるかっていうのは、当然補助金申請を出してもらうときに、書かってこなくちゃいけない話じゃないですか。そのことは、一切、これね、国、県の補助からあった11事業、補助金で言うと10事業になんのか、9事業になんのか、9事業については、一切こういうことチェックしてこなかったということで、確認していいですか、ほんじゃあ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおりでございます。これは答弁書にもございましたとおり、商工会と川俣町とのやはり信頼関係、今まで持ってきましたので、申し訳ございません。そういった内容に関しましては、そのような形で、報告受けただけで、結果としては、内容等まで精査いたしませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、信頼関係関係ないでしょう。これは、農協さんが出そうが、任意組合が出そうが、コスキンの実行委員会が出そうが、みんな同じく、求められている書類の内容ですよ。で、商工会だけがそれ要らないんだという話は、どこから出てくるんですか。いいかい町長、よく聞いてくださいよ。平成21年度は、ごまかしたのは10事業のうち一つだよ、今わかってるのね。平成22年度は9事業中二つになっている。平成23年度はね、11事業中三つもしくは四つという考え方もあるんだけど、何と平成24年度に至っては、9事業中四つだからね。ほぼ出してきた事業の半分ごまかしているっていう結果なんだよ、これ。町の資料によれば。今言ったように、いいですか。補助金等の交付に関する規則に基づいて、補助事業の決定はするし、国で言えば、それは補助金の適化法でしょう。町は、補助金の交付に関する規則ですよ。それに基づいて、事務事業しないっていう根拠はどこにあるの。信頼関係あったら、ほだ書類要らねえなんてこと、初めて聞きましたよ、私。あり得ないでしょう。そんなこと。信頼関係と、出すべき書類は出すってことは別の話でしょう。信頼関係を裏づけするのが書類なんだから。何でそれ通ってきたんですか、今まで、町長。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しの点は、総事業費がわかんなくて補助を出すということはおかしいんじゃないかと。言うことのとおりであります。これにつきましては、町の当初予算のときにもいろいろ議論していただきました。財源内訳はどうなんだということでもありますから、そういったことについても、今、ご指摘のようなことのないようにやるために、今取り組んでおります。今回、このような事案が発生してしまいましたので、その点も含めて、しっかりと確認をしながら、厳正な対処をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いいかい、町長。そんなことね。今言たってわかんないでしょう。そんなの。書類に書かっとらんしよ。大体、ほかの補助事業をやる人たちは、いいですか、私も、産業委員会で、再三議論したけど、農業補助金の場合だよ、県補助金、国庫補助金あってだよ、その補助残の1割出すのさえ、町長は渋ってきたんだよ、今まで。例えば、選別機、あれの補助金のときだって、5%から始まって10%にするの、えらい努力しましたよ。委員会では。でもね、商工会のがなはだよ、いいかい、イルミネーション事業では、平成21年度75%、平成22年度72%、平成23年度89%、平成20年度は130%なんだよ。総事業費超えた返還金あるわけだから。一方ではだよ、しびったこと語って、財政が大変だ、大変だと言ってきて、一方では、ものすごい高率の補助をして、その結果、そのやり方もだよ、別に規則にかかっている書類出しもしないね、出してるけどうそ書いたってことでしょう。で、なおかつだよ、いいですか。実績報告をいつも次の年の4月にしか出さないんだよ。商工会さんは、これ。全部そうだよ、これ。実績報告書の期日っていうと、次の年の4月だ、全部ほとんど。一部3月ってのがあるのは、シルクスタンプの話だけよ。終わったときの話。後、全部4月だよ、これ。今年だって4月18日だ、実績報告書出したの。夏祭りは夏やったのにもかかわらず、次の年の4月だからね、実績は。絹市も同じだ。その結果、夏祭りも絹市も、イルミネーションも全部不正があったってことになっているわけだ。4月に実績出すんならね、いいかい、町長。国県の補助金は補助金の決定通知書って、町も出してるんだから。国だって、県だって、出してるじゃないですか。それ確認したんですか、今まで。1回たりとも。国県の補助金交付決定通知書、添付してくださいと。言ったんですか、川俣町は、1回でも。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほどこちょっと、私のほうで説明ちょっと不足しておりますけれども、国からのやつは、町経由で入ってくるものに関しましては、きちっと確認しております。ただ、国が直轄で出してる分に関しましては、確認しておりませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あの、そんな補助金の支出あり得ないでしょう。民間が、銀行から融資を受けるのだって、何だって、国県の補助金、町の補助金のね、兼ね合いがあれば、決定指令書を添付してくださいよと、当然言えますよ。そして、収入があったらば、入ったことを証明する銀行の通帳でも何でもいいから、銀行から証明証もらってきてくださいって言われるじゃないですか。そういうことやんないから、これ、補助金総額を上回る補助金返還なんて話になるわけでしょう。誰が命令するとういう仕事ができるんですか、これ。一方ではですよ、いいですか、老人クラブの補助金なんて、わたしも何年も前から追究してて、概算で払いますっていうことを言っていましたよね。これ、みんな概算払いしている、何で概算払いか、これ知んねえけど、商工会の補助金は。老人クラブ連合会の補助金、たかだか20万円くらいですよ。単位老

人クラブは2万4,000円ですよ。それを概算払いしなさいって言って、やりますって言って、平成24年も、平成25年も概算払いしてないじゃないですか。名前だけ概算払いで、実際払ったのは、3月だよ、いつも。片方では、そういうふうによつて、片方では、何百万円の金を概算払いでやっといたら、概算払いは、次の年でも報告いいんだって、ぶん投げといて、そして、収入も支出も何にも検査もしないで、こういうことが、公平な透明性のある行政って言えるのか、町長。ちゃんと答弁してくださいよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

町は、補助金の交付規則にのっとって、やっているわけであります。その点については、今、やってないだろうというような質問でございます。それについては、今、ご質問ありましたが、補助金を上回る返還金が出ることはおかしいでしょうと。また、おかしいわけでありますから、そういったことも含めて、しっかりと検証して、対処してまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長。自分が被害者のようなことを言ってるから、おかしいの。被害者じゃねえんだよ。被害者は町民なんだよ。あなたは執行権者なんだから。国だって、法律・条例に基づいて仕事してっから、返せって言ってるわけじゃないですか。町だって同じことでしょう。町が本来、きちっと補助金の申請書のチェック、実績報告書が上がってきたときのチェックをやっていれば、こんな事態には絶対なりませんよ。ごまかしもなくできてるんだから、システム上は。ごまかしができたってことは、検査において、不適正な、確かな検査をしてないってことでしょう。チェックをしてないから、こういうことできるんですよ。そのことを怠ったのは、長に責任があるわけですよ、古川町長。私は被害者で、商工会ごまかしたなんてのは、これは商工会の中での話だから。川俣町と商工会という関係から言えば、川俣町の執行した分の責任については、町長が責任持っているわけだから。何でこういうことが起こりおったのかということについて、答弁何にもないんだよ、3番目の質問でいう。これからも補助金等の交付に関する規則でやっていきますったって、やってねえんだから、わかんないでしょう、現場がどうやったら、担保できるんですか。これからちゃんとやるって。今の検査自体だって、総事業押さえてねえんだよ。平成21年、22年の話を聞いたって、こういうふうに。それでどこの不適正が見つかるんですか。総事業を押さえてなくて。そこ明確にしてくださいよ、町長。そいつは俺やるんでねえって思ってるから、大体だめなんだよ、おらいの役場は。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、お質しのとおり、補助金のときやってないんじゃないかということでもありますから、それを含めて、まずしっかりと、今度検査体制をとってやっていくということでもありますので、時間をいただきたいと思います。その結果をしっかりと町民の皆さま

ん方に報告して、町としての責任ある態度を示していきたいと。それが、今回の検査を十分にやるのが、私は、町の責任だと思っておりますから、このまま流すといえますか、うやむやにするという考え、全く持っておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長、だから、今、検査してますっていうけど、ほんじゃあなんで、総事業費わかんねえのっていうの。平成21年度、平成22年度は終わったんだよ。6月5日までに平成20年度は終わりましたって、ちゃんと出してるんだから。終わったにもかかわらず、総事業費わかんないっていう検査をしてたらば、いつになったって、問題点は明確にならないから、私聞ってる。どういう検査してんだか、わかんないでしょう、我々。総事業費もわからない話では。だから、100万円は含まれてるか、含まれてないかってことさえ、わからないんだよ、さっきの質問で。町の補助金100万円は、町長責任あるんだよ。413万6,200円は、国の話かもしれねえけど。100万円については、どうするんですか、町長。100万円は、何ぼごまかされたの。明確に言ってくださいよ。

（発言する者あり）

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休憩いたします。 （午前11時43分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午前11時58分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

繰り返しになって、大変申し訳ございませんけれども、今回、報告を求める資料に基づきまして、町としては、4人体制で上がってきた書類関係を整理していますけれども、それに関しましても、総事業費が先ほどから言っているとおり、国と町とに上げてきている内容、内訳、そういったものが差異がございます。そういったものの整合性等をやるのに、今、支出伝票とか、そういったものを、いや、総事業費を確定するということは、そちらを確定しなくちゃならないということで、そういったものにも、伝票の数とか何かが大変多くて、今現在、まだできてないというのが実態でございます。ですから、早急にやるように努めておりますけれども、まだ今現在で、その確定するものが、なかなか決まらないというのが、現状でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いいですか。その商工会の調査委員会自体で、平成21年度で言えば413万6,200円、訳わかんない金になっていきますと、こう言っているわけ

じゃないですか。それでいて、何で、商工会の調査委員会で、調査したら、総事業費確定してっぺさ、そこで。間違った、おかしくなってるんだって、商工会の内部調査で言ってるんだよ、413万6,200円が。それなのに、町は5月15日に実績書をもって、まだそこ確認してるんですって言ってるわけでしょう、今。だから、全員協議会で、今、あんたらちゃんと検査できるのかと、私は何回も問題提起したけど、やりますって、副町長、立派なこと言ったじゃないですか。今日、20日過ぎてるんだよ。15日もらってから。20日かかって、一つの事業もできなかったら、あんた、全部で何ぼやるの、これ、40何事業検査するんだよ。1年かかったって、終わんないじゃないですか、これ。明確にならないでしょう、問題点が。質問変えるけど、この平成21年度事業の国庫補助金の決定指令書確認したのか、町で。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　ここで昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時といたします。
(午後0時01分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。
(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。産業課長。

○議長（黒沢敏雄君）　わかりました。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　議長、ちゃんとやってくださいね。俺の時間から1分追加しといてね。今の分ね。あのですね。何回言ってもわかんないから、もう一回確認しますけど、いいですか、平成21年度と平成22年度の実績報告書は再提出をして、再検査をしていますというのが、町の方針なんです。ですから、その際に、川俣町商工会は平成21年度、平成22年度は、商工会の調査委員会で明らかになった不正額を除いた新しい実績報告書を出したんですか、そう聞けばわかるのかな。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君）　ご質問にお答えいたします。

不適切な金額を除いた金額ではなくて、あくまでも、書類上にこちらで求めてきたのは、総事業費に対する、総事業費というのは、あくまでもその表に書いてあります総事業費に対する書類審査に伴うものの提出を求めたので、商工会から改めて、その引いた金額での提出はございません。

○議長（黒沢敏雄君）　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　だったらね、調査にならんでしょう。無駄なことやっているだけじゃないですか、平成21年度に実績報告書出てるんだもん、1回。明らかになった事実を明らかな事実として除いたもので、実績上げさせるのが当然じゃないですか。不正があったということは、自らが認めているんだから。何で、手ぬるいというか、意味のない事務作業をやってなくちゃいけないんですか。そろそろ一回、川俣町が全部の書類を見直して、どれが不適正だかっていうのを独自に判断するということで、もう一回やるんですか。何カ月もかかるじゃないですか、そうしたら。どういう考え

で、そういうことをやっているんですか。本当に一日も早く町民の前に、不正を明らかにしたいということであれば、商工会調査委員会の内部調査、結果踏まえた実績報告書を出させるのが筋だと私は思うんですが、なぜ、そういうことをやっているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

あくまでも、町として不適切な金額ということの捉え方、商工会さんで調べたもの、それとの突き合わせもありますので、全体的なものの、事業全体の見直しをするために、今回そういう形で、書類上の審査をしているということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしましたら、5月23日に出した135万2,000円の国県等の出資金の返還額、これは何で出してきたんですか、ほんじゃあ。まだ確認もしていないっていうことを全部やるって言っててですよ、一方では、5月23日に135万2,000円返しますってやってるんだよ。理屈合わないでしょう。全部把握してないから、もう一回全部調査すんだって言って、片方は、135万2,000円返しますっていう手続きやってますって。矛盾じゃないですか。それと、135万2,000円は返したんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

この算定金額は、あくまでも国、町と、県との間で、補助対象の科目を区切って、その中で、確認したものですので、限られたものの中で、不適切なものに対しての補助金の返還を求めたもので、全体ということではございません。

それから、もう一つ、130万円に対しては、まだ、返還しておりません。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 時間ないから、いつまでもこの問題やってないけどいいですか。

135万2,000円返してねえんだったら、何も予算措置はあとだってよかったんでしょう。5月23日にわざわざやることないじゃないですか。だって、10.95%ですよ。返す日が遅れば、遅れるほど、利息ついて回るんですよ、これ。国県等の補助金等の適化法で10.95%って書かれているわけだから、ちゃんと。返納額の利息は。そうしたら、商工会だって、それは、どんどんどんどん負担がふえてくるっていうことじゃないですか。だったら、予算措置したなら、早急にやるべきでしょう。国も県も町も入って、確認したんだって言うんならば、早急に返すように手続きとるのが当たり前じゃないですか。

それと、もう一つ、議長ね、これ。何ぼやってもらち明かないから、調査の仕方が、私はこれでは、町民の皆さんの疑惑に答えるような調査出てこないと思いますよ。川俣町がこんな調査をしてたら。だから、ぜひ、議会の中で、きちんと調査ができるような対応をとるように、議長に申し上げて、次の質問にします。お取り計らいをお願い

いします。

2月5日、川俣町商工会が町長にこの調査報告に来た際に、町長は、刑事告訴を含めて厳正に対応するようにと指示しましたとこうなってるんですが、その後の経過はどうなっているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

この事案のことにつきましては、しっかりと精査をして、それが民事告訴になるのか、また、刑事告訴になるか、法的処置もしっかりと踏まえたことを含めながら、しっかりとした調査をしていくべきだという話をしております。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、商工会に言った話じゃない。町長が指示したから、私聞いているんだよ。2月5日の記録にちゃんと載ってるじゃないですか。そういうふうに、徹底して追求するように、刑事告訴を含めて、徹底して追求するように指示をした。書かっていますよ。だから、その後どうなったんですかって、私は聞いている。その指示をしたんでしょう、町長は。町長指示して、一番の補助金の支出団体の長として、指示したわけでしょう。そのことについて、どのようになっているのか、チェックをして点検をして、町民に報告するのが町長の責任だから、私はお尋ねしている。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

今、町が先ほど来、説明しておりますように、今、町のほうがしっかりと調査するための調査に入っておりますので、それをしっかりとやって、その結果を見て、また、議会のほうにも報告しながら、結論を出していきたいと、そのように考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あの町長ね、論理すりかえてはだめよ。商工会の調査報告書を報告に来て、中間報告に来たときに、商工会に指示したんだよ、町長。刑事告訴を含めてやるって。町がどうすっかなんて言ってないよ。町と商工会の関係はまた別の話よ。商工会に対して、町長が、刑事告訴を含めて徹底的に追及するように指示をしたと書かっているから、私は聞いているんだよ。でも商工会をまだやってないから、私は聞いているんだよ。補助金の支出権者である町長が、そう言ったにもかかわらず、何でやってないんだか、その経過はどうなってんだか、町長に聞いている。町長が指示したんだよ。我々が言ったんでもない。商工会が言ったわけでもない。町長が指示したんだ。明確に答えてくださいよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、質問がございますが、刑事告訴、民事告訴も含めて、それを進めることについては、報道がされているとおりでありますので、私どものほうもいつそのように持っていくのかに関心を持っておりますし、町といたしましても、その点も含めて、しっ

かりと調査、検証していくという考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 議長、町長にちゃんと答弁するように言ってくださいよ。私そんなこと聞いてないから。私聞いたことに答弁してくださいよ、町長。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁をお願いします。町長。

○議長（黒沢敏雄君） 答弁願います。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

これにつきまして、今申し上げておりますけれども、町がしっかりと今、そのための調査に入っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

商工会に指示したことにつきまして、今、商工会のほうでも、それらを含めて検討しているというような状況に伺っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） じゃあ、商工会のほうに催促してもらってね、あと報告してください。

それとね。今度はね、町と商工会の関係だよ、町長ね。町から見ると、川俣町商工会と川俣町の関係は、この補助金の不適正な請求と受給に関しては、私は詐欺行為だと思うんだ。詐欺罪が成立すると思うんですよ。そういうふうに町長は思わないんですか。成立するとするならば、商工会が内部の問題として、商工会がどう法的に対応するかというのは抜きにして、川俣町として商工会を訴えるべきだと思うんだけど、そういうふうには思わないんですか、町長は。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、この町のことでありますが、先ほど申し上げましたように、調査、検証もしっかりとやっておりますので、それをしっかりと確認しながら、徹底した対応をとってまいりますので、その中で、いろいろと今、質問ありますようなことも含めて、検討していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長、詐欺罪っていうのはよ、調べっと、これ刑法の246条かな。なっているようなのね、これ。構成要件で五つあるんだって書いてるんだよ。

一つ、一般社会通念上、相手方を錯誤に陥らせて財物ないし財産上の利益の処分させるような行為をすること。

二つ、相手方が錯誤に陥ること。

三つ、錯誤に陥った相手方が、その意思に基づいて財物ないし財産上の利益の処分をすること。

四つ、財物の占有または財産上の利益が行為者ないし第三者に移転すること。

五つ、上記 1 から 4 の関係に因果関係が認められ、行為者に行為時においてその故意及び不法領得の意思があったと認められることと、こう書いている。

これ全部当てはまるじゃないですか。何でかって言ったら、平成 20 年度を見れば明らかなように、全部見れば明らかなように、平成 20 年度は特にそうだけど、国に出した総事業費と町に出した総事業費が違う。そしてなおかつ、返す金額は総事業費より多いと、そんな申請、普通しないですよ。善良な管理者の注意をもって補助事業をやりなさいって書かれてる、補助金等の交付の規則に。これ、詐欺って言わないんですか、町長。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今お質しの、これが詐欺罪に該当するんじゃないかというようなことでございますが、そういったことも含めて、今調査のほう進め、その結果について、それぞれのことをまた報告させていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 最後になりますけど、この問題、最初に言ったとおり、去年の春から騒いで、ずっとなって、調査委員会が 12 月にできた。それでね、いろいろ首謀者がどうのこうの、前会長がどうのこうのって言われてますよね。そういった中で、3 月 30 日に古川町長は。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60 分経過いたしました。

○2 番（高橋道弘君） まだあるよ。あなたの時計であそこに 2 分残っているじゃないですか、あれ。何を言ってるんだ、局長。あんた時計直せよ。あそこの時計 2 分残ってっぺ、何言ってんだ。誰が見たってわかったことやってんだぞ、俺は。続けますよ、議長。あそこに 2 分あるんだから。何だよ、今ボタン動かしたべ、局長。ふざけてるんじゃないや、議長。あそこの時計を見て、私は質問してるんだ。今、2 分動かしたんだよ、そっちさ。何なんだ、その行為は。冗談じゃねえよ、議長。おら、2 分あるから、ちゃんと数えながら、やってんだよ、ここで、質問。勝手に 2 分ずらしたら、とんでもない話だよ。何言ってんだ、議長。

○議長（黒沢敏雄君） 私は何も言ってません。

○2 番（高橋道弘君） じゃあ、直したべ。局長に直させろよ、2 分前に。2 分あったんだよ、私立ったときには、ちゃんと。みんな見てるじゃないですか。だめだよ、そんなこと、ボタン動かして。誰が見たって、あそこの時計見て、質問するに決まってるじゃないですか。それを勝手に動かしたら、質問おかしくなるじゃないですか。何やってるんだ、局長、勝手に。議長の職権の問題で、直せっていうの、議長。納得できねえよ、俺は、2 分見てちゃんと立ったんだから、今。

○議長（黒沢敏雄君） 2 分許します。

○2 番（高橋道弘君） じゃあ、戻してくださいっていうの。今の 2 分戻すがなはどういう処分すんだ、議長。その前に 2 分戻す前に聞く。今勝手に動かしたのは、何なんだ、

じゃあ。何、勝手に動かしたんだ、今、時計。何で勝手に動かしたんだっていうの。

○議長（黒沢敏雄君） 局長は計算して進めて。

○2番（高橋道弘君） 計算って、あれがみんなに対外的に明らかにしている時計でしょう。冗談じゃねえよ、そんなの。何勝手に動かしてんだよ、局長。議長の責任だぞ、こんなの。とんでもねえよ、人の質問遮るなんて。

○議長（黒沢敏雄君） だから、私は2分を戻しますと言ってます。

○2番（高橋道弘君） 戻すだけでは、納得できねえっての。勝手にできんのかっての、局長がそういうことを。あそこの時計でやりなさいって言うてるからやってるんでしょう、みんな。勝手に局長がぴっとやったら、変わって、わかんねえべ、誰も。

○議長（黒沢敏雄君） 見てなかったものですから、すみませんでした。

○2番（高橋道弘君） すみませんでねえつつうの。質問を遮った行為なんだよ、今のは。納得できねえよ、俺はそんなことでは。ちゃんと会議開いて処分してけろ。冗談でねえ。質問権遮られたら、とんでもねえことなんだぞ、議長。

○議長（黒沢敏雄君） それでは、局長から説明させます。

○議会事務局長（佐藤光正君） 時間は、電波時計で全部計算して、残り時間5分、60分経過しましたというふうに通告いたしました。この時計は、あくまでも休憩時間とかのときにとめるタイミングで、多少のずれはございます。60分経過したためにゼロに修正したものでございます。

○2番（高橋道弘君） そんな説明で納得できませんね。あれでやりなさいって、ずっと最初から言うてるじゃないですか。生中継始まったときから。電波時計でやりますなんていつ言いました。そんなの事務局が勝手にやってることじゃないですか。何言うてるんですか。あの時計で、みんな大体質問するに決まってるじゃないですか。だめだって、そんなこと勝手にできるなんて。

○議長（黒沢敏雄君） それでは、暫時休議しますので、議長室にお集まりください。議会運営委員会を開きます。

（午後1時18分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後1時35分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ただいま、議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員長からご報告願います。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） ただいまの件について、議会運営委員会で協議した結果、ただいまの2分間については、もちろん議長からの指示もなしに局長が単独に戻したと。基本的には、この見えるところで、この時計でやっておりますので、当然、今日もこれからのね、質問やなんかもございますから、この時計で、やるということをもちろん確認したところでございます。なので、今日は、局長、議長も、この場で謝っていただいて、今後のことについては、追って議運の中できっちり議論するというような、今日は会議になりましたので、報告します。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま議会運営委員長からご報告のとおりであります。

私もただいま事務局長の発言といいますか、しぐさについては、確認せずに進めてまいりました。今後は、そういったことのないように進めていきたいというふうに思いますので、お許しをいただきたいと思います。なお、局長からも説明をしていただいて、そして、進めていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局長としまして、ただいまの誤解を招きましたことに対しまして、まずお詫びを申し上げます。大変失礼しました。60分過ぎたわけですが、この計算と表示の時計の差異がございまして、そのことにつきまして、私が気がつかないまま、議長の許しも得ずに勝手に時計をリセットしてしまったことにつきまして、お詫びを申し上げます。この表示が議員の皆様、また、ご覧になっている皆様方の標準であるということの基本も失念しておりましたこと、誠にうかつだったと反省しております。誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことのないよう、十分に注意いたす所存でございますので、お許しいただきたいと思います。失礼いたしました。

○議長（黒沢敏雄君） これからは、標準の時計を遵守しまして、そして進めさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、2番 高橋道弘君の発言に関しましては、2分間ということでございますので、2分間戻させていただきますので、発言をお願いいたします。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） じゃあ、最後の質問になりますけどね、町長ね。この問題発覚して1年ですよ、約ね。まずこの間に、新聞報道にもわかるように、首謀になった人は誰なのかって、明らかですよ。そういった中、町長は3月30日に、古川町長のあすを語る会っていうのをやってますよね。事務局は、その渦中の人ですよ。そういったことは、政治家として、私はいかななものかと思うんだけど、政治的責任については、その辺は、どのように町長は考えてるのか、最後にお伺いをして、質問を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

政治家としても、町長としても、このようなことにかかわってはならないことでありますから、そのようなことのないよう、しっかりと対応してまいります。

以上で答弁いたします。

なお、そのような当事者について、私のほうの関係のほうからのほうは全て関係なく進めておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長。そういうこと言っていると町民の皆さんは、不信感だけになるんですよ。問題だってのは、誰がってのは、みんな明らかにわかってるのにですよ。その人が事務局であんな、町長の講演会やっているわけよ。あすを語る会。誰が見たっておかしいと思うじゃないですか。そういうことについて、きちっとやっぱりけじめをつけないと、町政の不信につながるの、今後ともそういうことのないように、私としては意見を申し上げて質問を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、1 番議員 村上源吉君の登壇を求めます。村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 1 番議員の村上です。新年度に入り、復興事業が町当局から発表されました。復興団地、屋内遊び場、スマコミ、苗工場の進出とこれらの事業が計画どおり遅れることなく進むことを願っております。そんな中に問題点も見受けられます。その問題点について、町長の考えを伺います。

1 点目、誘致企業の既存の企業への支援策について、伺います。

細部 1 点、借地料について見直しをするのか。2 点目、既存の企業が町内に増設する際の支援策はあるのか。

大項目の 2 点目、西部工業団地の開発は行うのか。

大項目 3 点目、壁沢の復興公営住宅団地について。細部 1 点目、県との協議はどこまで進んでいるのか。細部 2 点目、町単独で行う分譲の計画をいつ発表するのか。

以上 3 点、細部 4 点について、町長の考えを伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 村上源吉議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、誘致企業と既存企業への支援策についての（1）、借地料について見直しをするのかについてのご質問でございますが、現在、中山工業団地に位置するアサヒ通信株式会社とは、平成 11 年 4 月 26 日に土地賃貸借契約を締結し、用地を貸し付けております。当該契約は、平成 41 年 4 月 30 日までの借地契約であり、借地料につきましては、町とアサヒ通信株式会社の合意に基づき、取り決めた金額であることから、見直しを行う予定はございません。なお、野菜、接ぎ木、生産を行うベルグ福島株式会社の当町への進出により、今年度造成を計画している羽田産業団地につきましては、被災地の早急な復興推進する目的で創設された福島再生加速化交付金を活用して、整備を進める予定でありまして、国が定める当該交付金の要項に基づき、用地に係る賃貸借契約を締結することとなりますが、ベルグ福島株式会社に対する借地料につきましては、その要綱に従って検討してまいりたいと考えております。

次に、（2）、既存企業が町内に増設する際の支援策はについてのご質問でございますが、建物及び設備の増設工事費の支援策としましては、津波・原子力被災地域雇用創出企業立地補助金及びふくしま産業復興企業立地補助金がございます。これら二つの補助金は、福島県内の製造業の集積を図るとともに、東日本大震災による被災者の雇用の場の確保を目的としており、補助に当たっては、地元新規雇用数や等価固定資産額に一定の要件が付されております。さらに、固定資産や法人税の優遇措置を受けることが可能となる福島産業復興投資促進特区制度がございますが、この特区制度は、福島県内の投資促進と雇用創出を目的として、平成 24 年 4 月 20 日から施行されているところであります。輸送用機器関連事業など、九つの業種を対象として、工業団地等の町が定める復興産業集積区域において、設備投資を行った場合、5 年間にわたり、固定資産税や事業税の課税免除を受けることができるものです。また、被災者を雇用している場合におきましては、5 年間その従業員給与の 10% について、法人税額の 20% を上限として、法人税額の控除を受けることが可能でありますので、当該

制度について、一層の周知を図り、既存企業への支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、西部工業団地についての開発は行うのかについてのご質問でございますが、原子力災害は、農林業のみならず、工業、商業、観光等における多くの雇用の機会を奪いました。雇用の場の確保は、当町にとって、喫緊の課題であり、西部工業団地の造成や企業誘致の促進は早急に取り組まなければならない重要な施策であることから、町では、国に対し、工業団地の造成に係る支援策について、繰り返し強く要望してきたところであります。その中で、福島再生加速化交付金による工業団地整備等支援事業が創設されることにより、町では、平成26年4月11日付で、当該交付金を活用し、西部工業団地を造成する事業計画を内閣総理大臣に提出し、現在、審査を受けている状況であります。西部工業団地の造成は、長年にわたり、切望していたものであり、団地造成によって、産業の活性化や、雇用の確保につながり、一日も早い町の復興、再生に直結するものと考えております。また、団地を造成しておくことによって、企業の誘致についても、加速化が図れるものと考えておりますので、町といたしましては、国など関係機関との調整を進め、速やかに西部工業団地の造成が実施できるよう、当該事業計画の認定に向け、取り組んでまいる考えでありますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、3点目、壁沢の復興公営住宅団地についての(1)、県との協議はどこまで進んでいるのかについてのご質問でございますが、今年の3月25日に県と合同で、壁沢地区における復興公営住宅建設に向けた説明会を開催し、主権者の皆様に対して、県営となる復興公営住宅の計画、概要について、説明を行うとともに、測量等不動産鑑定の実施について、ご協力をお願いし、一定のご理解をいただいているところであります。現在までに建設用地の土地購入に係る不動産鑑定評価を終えたことから、今後速やかに県とともに地権者の皆様を個別に訪問させていただき、改めて当該事業への協力をお願いする予定となっております。町といたしましては、避難されている方々の生活再建のため、一日も早い復興公営住宅の整備に向け、県と緊密に連携を図りながら、取り組んでまいる考えであります。

次に、(2)、町単独で行う分譲の計画はいつ発表するのかについてのご質問でございますが、町では、壁沢地区において、県が取り組んでいる復興公営住宅の整備に合わせて、当該、公営住宅に隣接した分譲地造成の計画を盛り込む考えであります。現在のところ、県への復興公営住宅の事業用地が確定していないことから、用地が確定し次第、速やかに分譲地造成に向けた計画を作成する予定であり、県と調整を図り、さらには、地権者の皆様のご理解を賜りながら、その具現化に努めてまいる考えであります。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 何点か再質問させていただきます。

まず、借地料の見直しはしないということでございますが、町にある企業は長年雇

用を支えてかなり貢献してきているわけなんです、契約は平成41年4月までと、この先大分長い時間が契約されているわけなんです、新たに復興関係で来る企業に対しては本当に手厚い、町が造成費を3億4,000万円ほど、さらには建物の際には数億円という、企業に補助金が出るわけなんです、やはり、今まで町に貢献してきた企業への対応が少しそれでは余りにも差があり過ぎるんじゃないかと思っております、その辺、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま、借地料の見直しを行わないと言っているがということでございますが、今般、産業団地、羽田産業団地に進出いたします企業につきましては、福島再生加速化交付金を受け入れてやりますので、そういった面では、補助説明いたしておきますが、補助であります。そのことで、町の持ち出しがないような状況の中での造成でありますので、この点については、国のほうの要項もございますので、その要綱とかち合ってやっていかなくちやならないと思っておりますので、今まで行ってきた、本当に会社についても対応するなり、また、雇用も確保していただき、町の産業を支えていただいておりますことは、十分承知しているところでございますが、今回の制度については、そのような趣旨でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 続きまして、既存の企業が町内に増設する際の支援策ということで、ちょっとお聞きしますが、福島産業復興投資促進特区制度に対象となっている企業は、川俣で何社ありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

企業の誘致に伴います、この補助金等を受けるということでございますけれども、1社は、渡工テクノサイトさんが立地企業の補助金を受けております。そして、震災当時、受けている業者が2社ございます。日本ピストンリングと川俣精機さんでございます。そのほか、あとその当時には、もう一つ笠原鋳物の一応3社でございます。その後にグリム・エナジーさんのほうで同じ投資のやつと借入れのほうを受けてございますので、会社的には5社でございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そういった3月31日の資料では、3社だけだったんですが、そのほか2社があるということですが、今回、この後の西部工業団地に絡むんですが、やはり、新しく造成して、工場を新設するという企業は、やはり、福島市や二本松市の工業団地へ移転等も検討しましたが、川俣町から再三にわたり地元企業が流出されては困るということで、川俣町に残るといような経過があるわけなんです、そういった場合の町の何らかの支援策はあるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほど、答弁でも町長のほうで言いましたとおりに、国の補助金等を利用して、支援策というものを検討してございますので、町単独での補助体制的なものはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） この計画では、町道内より水道管への引き込み、給水するという
ことで、町のほうでそういった設備関係の一部の支援があるのかなあと思ったんです
が、その辺はなかったんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 答弁いたします。

先ほどから申しておりますように、あくまでも支援は国としての特区を認めてます。
その中におけるそれぞれの事業費等の手当等は、法的なモデルの支援ということでご
ざいますので、単独で町でやるという補助に対してはございません。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） やっぱり、事業計画で、再三、町と協議した関係で、西部工業団
地も開発されてないと。そういった中で、さらに川俣町に企業を置いてくれと言った
場合に、やはり、町としての支援策がもう少しあるのが当たり前かなと私は思ってお
りますが、この国の今言った特区のやつ、これかなり厳しいんですよ。はっきり言
って、某会社は5人の新規採用、さらにそれを10年継続しろという厳しい条件なん
ですよ、国はね。そうした場合に、募集を何回もかけましたと。残念ながら60歳
の方1名だけが面接に来てくれました。そういった場合に、逆に言うと、この特区の支
援の補助金が受けられないという影の心配も発生しているような状況なんですね。そ
ういった点から、町のほうでは、やはり、もう少し前向きに検討する考えはございま
せんでしょうか。町長、ひとつお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

いろいろの補助事業等について、100%のところがある場合がいろいろあるわけ
であります。その中にあって、負担割合が4分の3とか3分の2がございます。そ
の差額については、町で制度を補填して、対応していくということが大事だと思っ
ています。そんなことも、今、検討も加えております。その中で、私も5人の雇用、こ
れも厳しいというところも聞かされました、今、そのような雇用状況になっている
ということもございますので、その辺も含めて、この支援等について、検討してい
きたい。ただ、やっぱり、仕事の雇用、また新たな雇用を増やしてほしいというのが、一
番大きな眼目でもありますので、そういったことをしっかりと踏まえた上で、この新
たな制度についても、検討していかなくってはならない時期だと思っておりますので、
ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 本当に、企業の方々が、募集かけても、その技術者が来ないというのが現状で、かなり厳しいという話も聞かれます。

次に、大項目の2 番目、西部工業団地についてなんですが、その前に、川俣町の住民に公表したってことで、これ、山木屋の避難者の一般の住民の方からはアンケートとったんですが、山木屋の避難している事業主関係の方からのアンケート調査とか、要望の聞き取りとか、町当局は行ったことがございますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご答弁であります。

それぞれ、産業課のほうといたしまして、山木屋で避難した業者さんの方々に、西部への要するに希望するという形で、聞き取りはやったことはございますが、意向調査としては、産業課ではやっておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 今現在、山木屋の企業の方々も、何社か、従業員にこの山木屋で事業再開した場合に、山木屋に通勤して仕事についてもらえるかという、従業員に聞き取り調査をしますと、いや、山木屋には通勤しないよという、多くの声があるわけなんですね。そうした場合に、工業団地も、今、申請している状況なんですが、この工業団地の国関係の審査がいつごろ結果が出てくるようになっていきますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

福島再生加速化交付金の事業申請につきましては、町長の答弁にございましたとおり、現在、審査を受けている状況にありまして、6 月中には審査の結果の回答があるというふうに聞いているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 西部工業団地も一日も早く、そういったがなが、造成を進めないと、やはり、今避難している企業の方々が、田村市や福島市、町内に残っている企業もありますが、その辺をしっかりと審査がオーケー出たらば、すぐ実施計画ができるような方向で取り組んでいただきたいと、その辺は要望としておきます。

次に、壁沢の復興住宅なんですが、不動産の鑑定を終えたってことは、速やかに本当に地区の住民に話はしなきゃなんないことだと思うんですが、町は、ロードマップとして、全体的に、いつ買収、いつ今度は開発許可等とも出さなきゃなんないんでしょうが、ロードマップをちょっとお聞かせ願います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 壁沢の復興住宅のロードマップということでございますが、現状は、地権者のほうの意向確認をしているところでございまして、ただ、地権者全体で14 名の方がいらっしゃるということで、その方々を個別に訪問しまして、事業用地として買収に応じてもらえるか、今細部で詰めをしている状況でございまして、

て、目標の年次ですか、時期につきましては、現在まだ具体的に申し上げる段階でございません。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 主体的には県のほうが主導でやってるんだと思いますが、やはり、事業の計画を練る際に、もう少し実行できるような、何て言うかな、一つできたから次、一つできたから次という、やったからいいというような感じの事業の執行はちょっと私も納得できないんですが、県のほうは、復興公営住宅をいつまでに完成させるという考えでいるか、お聞かせ願いたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご答弁申し上げます。

県の整備スケジュールでございますが、これは平成27年までの入居を目指し、整備を進めていくというようなことで伺っております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 平成27年の入居ってことは、平成27年の12月ですか。平成27年度ってことは、平成28年の3月ですか。この3カ月ちょっと大きいんですが、その辺ちょっとお聞かせ願います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご答弁申し上げます。

県の復興公営住宅でございますが、私の持っている資料ですと、平成27年度までの入居を目指し、整備を進めていきますということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） それでは、最後の町単独で余った団地を分譲するということですが、この分譲する際に、これの対象者はどうなりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 答弁申し上げます。

宅地分譲につきましては、先ほど、町長からの答弁もございましたとおり、復興公営住宅の事業用地が確定し次第に計画をしてまいるということでございます。分譲予定地の地権者の皆様の意向を確認した上で、計画を練ってまいるというようなことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

失礼しました。避難者の方を対象とするということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 避難者ということであれば、川俣町、山木屋以外の方も有効というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君）　ご答弁申し上げます。

避難者の方ということでございますので、川俣以外の方も対象になるということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君）　村上源吉君。

○1 番（村上源吉君）　この件については、県のほうの土地関係が決まれば、恐らくその残った分ということで、はっきりすると思うんですが、これは、あれですね。建物を建てない分譲ですから、公営住宅の完成よりは、早い見込みを見込んでいてよろしいですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君）　ご答弁申し上げます。

災害公営住宅よりも早い時期に分譲されるのかというご質問でございますが、今現在、復興公営住宅の事業用地もはっきり確定してないという段階でございますので、今の段階では、明確に申し上げることができませんので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　村上源吉君。

○1 番（村上源吉君）　そうですね、県でやる事業に対して、その空き地を町で利用した場合、町の方針をやはり、かなり緩くじゃなくて、スムーズに進めるような計画でできるだけ早い時期に避難者等が利用できるように、節に私は要望して、一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　ここで休憩いたします。再開は2時30分です。

（午後2時13分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。

（午後2時30分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　6 番議員　菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○6 番（菅野清一君）　6 番　菅野清一であります。私は、本定例会に当たり、当面の諸課題に対し、大きく2件、細部9件について、通告どおり当局の姿勢を質すものであります。

避難生活が長期化する中、遅々として進まない除染、賠償、復興事業、そして、健康不安、生活不安による帰還の諦めなどによって次々と山木屋地区はおろか川俣町を離れ、福島や他町村に生活の場を求める避難者が続々と増えているのは、避難地区の実態であります。一方、プラントの状況は、汚染水対策の破綻、4号機の燃料貯蔵プールからの移送作業は進んでいるものの、その反対側にあるDSピットはそのままの状況にあり、極めて危険な状況にあることはご承知のとおりであります。今、凍土壁による汚染水対策が始まりましたが、1号機から2号機までの周囲1.5キロ、地下30メートルを凍らせ、地下水の流入を防ぐというのでありますけれども、完成までに約1年、工事費は320億円、その電気代だけでも1年に10億円を超すと言われ

ております。しかし、原子炉建屋の地下にたまっている高濃度汚染水は約7万トン、そして、トレンチにたまっている高濃度汚染水は1万5,000トンに達しております。まさに地下水汚染対策は、地下水バイパス工事、これに見られるように、完全に破綻といっても過言ではない状況にあります。さらに1号機から3号機までは、高濃度汚染のためにいまだ近づけない状況にあります。一昨年、1号機脇のベント用排水塔の近くでは、1万ミリシーベルトと言われておりましたが、オリンピック招致が決まるや否や、実は2万5,000ミリシーベルトだったことが報告されております。まさに、オリンピック招致までは真実を発表しないという、この隠蔽体質は、まさに東電らしい見事な情報相殺でありました。これは、東電の記者会見を見ると明らかであります。昨年の秋より、現場の終息に国が前面に出るという時期から、プラントの情報が汚染水の情報以外、全く報道されなくなっております。まさに、国、東電と一体となった情報隠蔽に明け暮れていますが、現場の作業員の不足や危険手当の未払いなど、あらゆる現場のほころびが浮かび上がり、裁判や労働基準局への訴えなどで、このことが明らかになっております。後から、後から、次々と入ってくる情報を見ると、もう既に原子力行政の現場では、特定機密法の運用が始まっている現状であります。固定資産税評価の基準とした、まさにでたらめ極まりない棄民政策を一刻も早く改めさせるためにも、避難者のみならず、全町民が被害者として賠償を求められるよう、基礎自治体として、今こそ、その真価が問われております。

以上のような観点から、次の2点について、当局の姿勢を質すものであります。

大きな1として、国直轄事業である山木屋地区の除染状況はどのように報告されているのか。その一つとして、住宅周りの除染はいつごろ終了の予定となっているのか。二つ目として、938ヘクタールという膨大な農地を抱える農地の除染はいつごろになるのか。この前の仮置場シートの火災事故は誰がどのように報告されたのか。除染で出た汚染物は何万トンぐらいになる予定になっているのか。五つ目として、汚染土壌はいつごろからどこに運び出す予定となっているのか。

大きな二つ目として、避難区域の損害賠償について、当局の考えをお尋ねします。

1として、損害賠償紛争解決センターの、いわゆるADRの和解案を東京電力が3月に受託したことを町はどのように受けとめているか。二つ目として、原発事故の原因者である東電が72分の70という全損扱いとしたことで法的に避難の解除が可能なのか。三つ目として、いまだ賠償請求に至っていない避難者に対して、町はどのように対応しようとするのか。四つ目として、損害賠償が進む中、他町村に生活を求めているこの避難者の現状を町はどのように受けとめているか、以上について、当局の姿勢を質すものであります。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、山木屋地区の除染はどのように報告されているのかの（1）、住宅周りの除染はいつ終了するのかについてのご質問でございますが、環境省からは、今年8月末までに完了させる予定であると聞いております。

次に、(2)、農地除染はいつ終了するのかについてのご質問でございますが、同じく環境省から平成27年中の作業完了を目標とするとともに、作業の加速化、円滑化を図り、可能な限り

○議長（黒沢敏雄君） マイクの調子が悪いため暫時休議いたします。

(午後2時38分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

(午後2時39分)

◇

◇

◇

○町長（古川道郎君） 次に、(2)、農地除染はいつ終了するのかについてのご質問でございますが、同じく環境省から平成27年中の作業完了を目途とするとともに、作業の加速化、円滑化を図り、可能な限り工期の短縮に努めていくと聞いております。

次に、(3)、仮置場火災事故は誰がどのように報告したのかについてのご質問でございますが、町への第一報は、5月19日の正午ごろに、町駐在の環境省職員から、原子力災害対策課に口頭による連絡がありました。その後、緊急連絡網により、町役場内に連絡があり、12時10分ごろに総務課長を通して、私に報告が入ったものであります。

次に、(4)、除染で排出された汚染物は何万トンになるのかについてのご質問でございますが、除染による廃棄物につきましては、現時点で約12万立方メートルが発生しており、最終的には約59万立方メートルの発生が見込まれるとの報告を受けております。なお、議員お尋ねの重量につきましては、測定していないため、わかりかねるとのことでありました。

次に、(5)、汚染土壌はいつごろから運び出すのかについてのご質問でございますが、町と同様に仮置場で3年程度保管した後、中間貯蔵施設に搬入する計画となっております。なお、環境省では、5月31日から該当する町において、中間貯蔵施設についての住民説明会を開催しており、平成27年1月からの一部搬入開始を目指しているところであります。町といたしましても、環境省に対し、引き続き、中間貯蔵施設の早期確保について、強く要望してまいる考えであります。

次に、2点目、避難区域の損害賠償について町の考えは(1)、損害賠償紛争解決センターの和解案を東電が受託したことを町はどう受けとめているのかについてのご質問でございますが、町では、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解、仲介に示された内容が他の多くの被害者に共通する場合には、同様の損害を受けた全ての被害者にひとしく賠償されるべきであり、共通する一律の賠償については、原子力損害賠償紛争審査会において、賠償の範囲を具体的かつ明確に指針により示されるべきであると認識しております。そして、被害の実態に見合った賠償が、公平かつ確実、迅速になされ、被害者の一人一人が一日も早く、生活や事業を再建することが必要であると考え、これまでも繰り返し、国や東京電力に対し、賠償の完全実施を初め、被害者の視点に立った親身、迅速な賠償等を強く求めてきたところであり、引き続き、県や関係市町村とも連携しながら、完全賠償に向け、取り組んでまいる考えであります。

す。

次に、(2)、原発事故の原因者である東電が全損扱いとしたことで法的に避難解除が可能なのかについてのご質問でございますが、原発事故に伴う山木屋地区の避難指示につきましては、原子力災害特別措置法第20条第2項に基づき、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が行う市町村長に対する避難指示に係る必要な指示に基づくものでございます。また、先般、山木屋地区の住民が、東京電力に損害賠償を求めて、原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てた裁判外紛争解決手続きにおいて、東京電力は、土地、家屋などの財物を全損扱いで賠償する和解案を受託した旨の新聞報道があったところであります。この裁判外紛争解決手続き、いわゆるADRの詳細は、文部科学省のホームページにも掲載されているところですが、原発事故により被害を受けた方の東京電力に対する損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関による手続きであり、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに実施されているものであります。ADRは、被害者の申し立てにより、弁護士の仲介人らが原子力損害賠償に係る紛争について、和解への仲介手続きを行い、当事者間の合意形成を後押しすることで、紛争の解決を目指すというものでございます。ご質問いただいている避難指示の解除につきましては、ただいま、先ほど申し上げました原子力災害特別措置法に基づくものであり、この法律の目的である原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することと原子力損害の賠償に関する法律の目的である原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することとの関係を政府がどのように捉えているかということもあろうかと思えます。いずれにしても、町といたしましては、昨年8月に政府原子力災害対策本部において、山木屋地区の区域見直しが決定、施行されたわけではありますが、このときに、住民の皆様にご説明申し上げましたとおり、避難指示の解除は、電気、井戸水、使用交通網、通信など、日常生活に必要なインフラや医療、郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、また、子どもの生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で、さらには、区域見直しに当たり、山木屋地区の皆様からの要望を取りまとめた12項目に係る進捗を見きわめながら、山木屋地区の皆様、町議会、国、県との十分な協議を踏まえて行うものと認識しております。

次に、(3)、いまだ賠償請求をしていない避難者に町はどう対応するのかについてのご質問でございますが、避難区域である山木屋地区の方々の損害賠償につきましては、平成23年4月から5月にかけて行った各世帯の避難先などの聞き取り調査の際に合わせて、東京電力に対する賠償の仮払い請求の手続きも実施いたしましたので、その時点で、賠償請求はほとんどの方が済ませておられると理解をしております。しかしながら、結婚、出生、記入漏れなどから、いまだ請求されていない方もおられる可能性もあることから、今般、東京電力から提供のあった仮払い請求者の情報を踏まえ、町では、避難者情報との突き合わせによる未請求者の抽出を行い、改めて、今

月初め、8名の方に賠償請求を行うよう、ご案内を差し上げたところであります。引き続き、全ての被害者が、確実に賠償請求できるよう、未請求者への請求手続きの周知や、相談等の対応にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(4)、損害賠償が進む中、他自治体に住宅を求める現状をどう見ているのかについてのご質問でございますが、他自治体に住宅を求める方がいらっしゃることにしましては、町においても認識しており、人口の減少に結びついてしまうことを危惧しているところであります。町といたしましては、町内に居住いただくための施策として、現在、旧川俣精練跡地に復興公営住宅の整備を進めているほか、壁沢地区においては、県が取り組んでいる復興公営住宅の整備に合わせ、当該公営住宅に隣接した分譲地造成の計画を検討しているところであります。また、定住化促進総合対策事業として、第2子以降の保育奨励金や18歳までの子どもの医療費無料化を継続するとともに、今年度からは避難されている方が町内に土地、建物を求め、居住いただく場合に、不動産取得税相当額を助成する支援策に加え、小中学校への入学時における入学祝い金や、3人目以降の子どもを出産した方への出産祝い金の支給制度を創設するなど、施策の拡充に努めているところであります。今後とも、当町への定住促進及び人口減少の抑制に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 答弁あったわけですけど、細部について、若干お尋ねしたいというふうに思っております。

まず、農地除染でありますけど、平成27年度中に終わるといような話は、具体的にどなたが、どういうふうにおっしゃったわけですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答えを申し上げます。

昨年、山木屋地区の特別地域内の除染計画の見直しを国がしております。その際、町のほうと細部について、調整をした中身で、平成27年中におおむね農地の除染は終わりたいということで、再生事務所の関谷所長のほうから、お話があったところです。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） じゃあお尋ねしますけど、今、住宅周り懸命にやっております。

それで、農地除染に関してでありますけど、議会からもきちんと意見書出しているように、除染終わったら、保全管理も含めて、国がやるようにということで、意見書を出しているわけです。そういう中で、今、確か水田が236ヘクタール、畑が414ヘクタール、草地が約288ヘクタール、合わせて938ヘクタールあるわけですけど、この草地も含めて、あらゆる対象農地は、全部やるってことで、確認して間違いはないですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君）　ご質問にお答えします。

間違いございません。実施をするということで、除染計画に盛り込まれておりますので、以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君）　菅野清一君。

○6番（菅野清一君）　とすると、一時期、不耕作地はやらないとかつていう話があったもんですから、それ確認しておくわけですけど、今現在、昨年までは3社でしたよね。大成、鉄建、西武。今度5社ですよ。5社で総額425億円、これは間違いないですか。あともう一つは、今現在、何名が入ってますか。その数は、町にどういう形で報告されてますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君）　質問にお答え申し上げます。

今現在、何名入っているかというような質問ですが、私の先週時点の数字ですが、2,300名強入っていると思います。あと今現在、最初の質問ですが、山木屋の2工区ということで、昨年発注した分については、大成を初め、五つの共同企業体で実施されていることは、間違いございません。

以上、答弁と申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君）　菅野清一君。

○6番（菅野清一君）　これ、この後の火災の問題等も絡んでくるんで、ちょっとお尋ねするんですが、火災の対応にも、町としては、住民で監視体制をつくると言ってますよね。あともう一方で、今回いきなり議会に出てきたんですが、受託組合をつくって、農地除染の後の保全管理を住民がやるということが出てきたんですけど、これ、町長にお尋ねしますが、山木屋地区、今どういう状況にありますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君）　質問にお答えします。

山木屋地区は、昨年8月に避難解除準備区域及び居住制限区域の見直しをしたところでございます。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君）　菅野清一君。

○6番（菅野清一君）　ちょっと認識ないようだからお尋ねします。

山木屋は避難の区域ですよ、今。原子力災害対策特措法の15条及び20条、避難区域ですよ。間違いありませんか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君）　質問にお答え申し上げます。

避難区域であることは間違いございません。ただ、昨年の区域の見直しで、準備区域及び居住制限区域ですので、日中の立ち入り等については、許可されるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君）　菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 立ち入りじゃないです。これ、作業ですからね。本来、パトロール隊自体も私はいかがなものかと、思っているんですよ。現実には、法律的には、まだ避難区域ですよ。それがなぜ、避難区域になったかは、時間ないから説明しますが、20ミリシーベルト超えると出てくるからということで、避難になったわけですね。我が国の法律は、本来1ミリシーベルトです。あの脳なし政府が勝手に決めたことですよ、これ。私は堂々と言いますが、でたらめな政府、要するに、原子力基本法の第20条にきちっと書いてあるんですよ。放射性同位元素に係る放射線防止に関する法律の第19条、そこの14条に1ミリシーベルトと書いてあるんです。ICRPっていうのは民間団体ですからね、20から100なら問題ないなんて言うのは。原子炉等規制法にちゃんと書いてあるでしょう、1ミリって。なぜそれを守れないんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答えします。

当時、平成23年4月当時ですね、政府の考え方については、毎時3.8マイクロシーベルト、年間20ミリシーベルトを超えるおそれがある区域ということで、計画的避難区域に指定されたところでございます。

以上、答弁といたしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だからね、そういうことを聞いているんじゃないんだけど、それはそれで、しょうがないですね。わからないんだからね。現実にとしたら、じゃあ、今、土壌線量と空間線量でどういう状況なのか、お答えできますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

今現在、土壌の放射線のベクレル数ですが、大体おおむね農地であれば5,000c p mあるということで認識をしていますし、また、空間線量については、除染を終わったところについては、大体0.5前後、除染前のところでは、1から2マイクロシーベルト以上あるところもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そうしたら、一昨年の3月11日で1年ですよ。その時点での線量はいくらでしたか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答えします。

資料を持ち合わせておりませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これ、町長が一番認識しなきゃね、町長が避難させたんだよね。避難しろっていうのは、対策本部の本部長っていうのは、当時の菅直人ですよ。当時の、今もそうですけど、町長は、あなたですよ。避難するかしないかは、首長の判

断になっているんですよ。だから、避難地区で、そういうのをするのも全部、町の責任で対処ということになってますよね、法律制度上は。それで、まずその当時の線量を認識してるかしてないかによって、大きく変わってくるんですよ。町長、当時の土壤線量どのくらいだったか覚えてますか。平成23年8月28日に文部科学省が発表した数字がありますよね。この数字は、幸か不幸か、とにかく川俣町だけなんですよ、発表したのは。他の町村では一切発表してないんですよ、土壤線量を。浪江も飯館も葛尾町も聞きましたけど、ほとんど発表されてないんですよ。町長、その数字ご存じですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 今、当時の線量については、持ち合わせがございません。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あのですね。避難させた当事者なんですからね、あなたは。わかりますか。いいですか。平成23年6月から7月にかけて、文部科学省が川俣町38カ所、山木屋12カ所やりましたよね。そのときの、これセシウムだけですからね。ストロンチウムだの、ほかの物質については、一切公表してないんですから。実際、31種類あるわけですから、放射性物質というのは。その中だって、土壤線量ですよ、1平米当たり、地下5センチで165万ベクレルですよ、水境で。私らのところで、44万4,000ベクレルですよ。チェルノブイリは55万5,000ベクレルで、限界管理区域ですよ。文部科学省のあった数字だから、それほど信用していいかどうかわかりませんが、原発を推進する機関ですからね、そこは。それであってもその数字あるんですよ。それ、3年たって、セシウム130、半分に減ったとしたって、そんな減ってないわけですよ、現実。だから、これ、国直轄の除染という話になったんでしょう。ところが、現実、今、じゃあ、モニタリングポストありますよ、十何カ所、山木屋地区に。あれはどこが管理して、何カ所入っているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答え申し上げます。

全部で、山木屋地区については、23カ所設置をされております。設置官庁は、原子力規制庁であります。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これね、地元から、さんざん言われまして、あの線量がどうも低いと。これ議長、資料の配付を許可願います。担当課長と町長に。よろしいですか。

この資料の配付を許可願います。町長と担当課長に。こんだけ誤差あるんですよ。事務局。いいですかこれ。これ配ってください。担当課長に、町長に。（資料配付）

いいですか。8カ所くらい、これはかってきたんですけど、この手元にあるのは、私らが東京電力から渡された線量計、ホリバの。文部科学省が検定とか推薦とか書いてある。東電から渡されたやつだから、何割引きか想定してやったとしても、いいですか、これ。これ、山木屋駐在所の前、0.503。ところが、これ私がはかったや

つは、これ、はかるポイントがもっと下にあるんですかね、この富士電機のやつは。0.867ですよ。乙2区集会所前、これ1.177毎時。私持ってるやつではかったら、1.516。これ、東電がよこしたやつですからね。多分もっと高いと思うんだけど。それほど信頼できる組織じゃありませんから。JA山木屋支店、0.458、この表示はですよ。実際は0.589。行合道バス停前、0.925、実際は1.274。いいですか。これ水境地区で地べたに置いたやつ、3.522。水境のバス停前、1.819。これ、私が持ってきたやつを見たら2.571ですよ。全てがこういう状態になっているんですよ。大体27%から30%ぐらい、これ低めに設定してあるんですよ。この数字が実態として平均の数値として出るんでしょう、違いますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答えします。実際、ホリバの製品、あと規制庁で設置したのは富士電機であります。私のほうで調査をした際、富士電機のモニタリングポストと、私らほうで持っている日立アロカのシンチレーションで比較しますと、それほど遜色はなかったというような調査結果にはなっています。なお、ホリバの製品についても、私のほうでもう一回点検をしながら、確認をさせていただきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これが実態なんですね。それで、別の機械でやったらもっと上がってます。多分、これは東電がよこしたからかわかりませんが、現実はこの状況なんです。これね、地元の人も物すごい不安がっているんですよ。こうやって、これは隠蔽してるのは明らかなんだけど、こうやって低く低く抑えて、最終的には解除、賠償打ち切りというのに持っていくわけですよ、何のことない。この辺の認識が相当欠けてると思うんですけど、町長としてどう考えますか、これ。信用できないというのなら、一緒に同行しますよ。1時間、2時間、おつき合いますから。これが実態なんですよ。まさに除染の実態と同じですよ、現実。こういうことで下がってる、下がってると言われても、実際はある程度、除染しているところもあるんですよ。もっと低くならなきゃならないはずなんですよ。本来は、自然環境放射線というのはいくらだったんですか、川俣町は。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答えを申し上げます。国の考え方で言いますと、今回、追加で被曝した線量は0.1、既存から存在していたのは0.04であります。合わせて0.23ということで設定をされたところです。ただ、福島県のこの岩代の国は、御影石の産地でもありますし、若干高かったようなところであるというふうなことで聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 聞いておりますということは、わからないということでしょう。実

際、本当は0.02とか0.03あたりなんですよね。だって劣化ウラン弾を使って、劣化ウラン弾ってわかりますよね。イラクでさえ出てないんですよ、現実には。だから、異常な高さなんです。しかも、今出されているやつ、でたらめ、文部科学省と私は思っているんですけど、こういう数字も含めてですよ、セシウムしか出してないんですよ。ストロンチウムは出せないんですよ。他にいっぱいあるんですからね、放射性物質というのは。これをそのままのみにするということが、まず町民を守る姿勢に立ってないと、私は思っているんですよ。それで、先ほどの話に戻りますけど、先ほど受託名を使って農地保全をするという話で議会に提案してきたわけですけど、本当にかわいそうに、この人たちもみんな小さな子どもがいる人たちですよ。現実には、それはまずどこからどういう形で出てきたのかということと、法的に仮に問題ないとしても、じゃあその問題ないというなら、何の法律のどこにどういう問題がないということを、ちゃんと言えますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

暫時休議します。

（午後3時11分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後3時16分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。法的な根拠ではありますが、原子力災害特別措置法20条の2項に基づく総理大臣の必要な指示事項に入っておるということでございます。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だとしたら電離放射線規則、3カ月で1.3ミリを超えたところから物を持ち出してはならない。年間5.2を超えたところは立ち入りもならないと。さっきの1.8に8,760時間で計算してみなさいよ、どういう数字になるか。わかりますよね。だから、あのでたらめ政府が、とにかく賠償を削るために、あと一方では放影研を中心として、戻してモルモットにしたい連中の言うことを聞いてたらだめなんです。地方自治法の第1条で、あなた何て書いているかわかりますね、町長。役人ですからわかって当たり前ですよ。だから、いかにそういうものから町民の安全を守るかという立場に立たないと、いろんな政策も全部なし崩しでやられるということです。言っている意味、わかりますね、日本語だから。わかりますか。国が区域見直ししたから、区域見直しだって、去年説明1回やったけど、説明だけして、これでいいですよって説明やってたじゃないですか。後ろに東電の社員30人も置いて。あの中で発言できる人は相当な人ですよ。物すごい圧力ですよ、あれは。あれで、できもしない事業をずっと59個並べて、無理やり区域見直しをしたんじゃないですか、現実には。もっともっと、人間の体だって、平均では扱えないんですよ、みんな違うんですから。体が弱い人、強い人、私らみたいにうんと弱い人もいますから。

現実には、そこらをちょっと考えて行政をやってくださいよ。国の狙いは、明らかに賠償打ち切りとか、避難者対策の後退なんです。それが棄民政策って形でつながっているんですよ、現実には。だから、危険なところに戻るわけにいかないという人もいますから、40戸も、50戸も、よそに土地を求めて行くわけですよ。これは後でやりますけど、また。局長、時間間違いないですね、時計。確認しとかなないと、急に進んだりするとまずいんです。現実はそのことです。だから、金属製の物質ですよ、放射線というのは。しかも、日本の原発は今度爆発したらBWR、沸騰水型原子炉ですよ。放射性物質は必ず、あのチェルノブイリのときと方式が違うんですから。あるいは黒鉛減速型の原子炉ですから、あつちは1基、こっちは3発いったんですから。1号機だけ46万キロワットで小さいというだけですよ。あと2号機、3号機は78万キロワットですよ。その辺、町長、国の事故調だって、もっときちんとやってもらわないと困るんですよ。だから、現実はその中でも、俺は大丈夫だと、それは言ってもいいですよ、自己責任ですから。だから、今度のここの火災現場に、要望事項の三つ目に、住民が監視と書いてありますよね。避難している人はどうやってできるんですか。その法的根拠は何なんですか。原子力災害対策特措法の20条でまたやるんですか。それはどう解釈すればいいんですか、法的には。明快な答弁をお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答え申し上げます。基本的な問題であります、法的にはやはり今言ったように、特措法の20条の2項の必要な指示事項の中に入ってもいいよというような話になるのかなと思っております。基本的に住民が住民による監視体制をつくるというのは、山木屋地区以外のところに仮置場監視委員会を設置をさせていただいております。これは、住民からの要望で今やっておるところでありますし、ぜひやっていただきたいということで、町のほうではお願いしたところです。ただ、今回は山木屋地区は避難地域ですが、昨年8月に区域の見直しを行いました。行った上で、今回は法20条の2項に基づいて、必要な指示の範疇に入っていると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 論理のすりかえですよ。そんなことやってたら、解除したと同じ状態になるんですよ。住民が要求したらいいという話と理屈は同じ。じゃあ、住民が要求したら何でも要求を通すんですか。都合のいいとこだけかいつまんでやっているわけでしょう、それは。そうしたら、住民を守る立場に立てないじゃないですか。地方自治法第1条。住民の福祉の増進を主たる目的とすると書いてあるでしょう、普通地方公共団体の役割は。そのためにあなた方は地方公務員法第31条で宣誓して職員になっているわけですよ、本来。だから、憲法94条に、ちゃんと自主立法権、自主行政権、自主財政権と、できるようになってるじゃないですか。何でもかんでも国の言うとおりにやるんなら、自治体なんか要らないんですよ。わかりますか、大人なんだから、見たとこ。よく考えて答弁してくださいよ。あり得ないでしょう、そんな

ことは。その２０条の２項なんてことは。２０条の２項だってことは、どこで確認したんですか。それは、町の統一見解として確認して間違いはないんですか、それは法的に。それはどこですか、文部科学省ですか、内閣府ですか、総理府ですか、どこなんですか、それは。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

○６番（菅野清一君） 時間がもったいないからいいです。とにかく何も考えてなかったということですよ、よく調べたら２０条に入るんじゃないかと。だから、いいですか、農地除染だって、２０年の１２月１２日に議会で意見書を出しているんですよ。この中には、したがって山木屋地区の復興再生には農地山林の除染は欠かせないものであることから、今後、予定されている農地除染計画に際しては、山木屋地区の全農地の除染をすることとし、汚染土のはぎ取りを基本とし、徹底的な除染を望む。また、汚染土のはぎ取り後は土壌改良を施した肥沃な土を覆土し、用水路の整備などを原状回復して農家に渡すことが、放射性物質で農地を汚したものの責務であると。そしたら、何で住民がその農地の維持管理となるんですか。本来の原則で言えばですか、我が国の法律では、加害者が被害者の弁済をすることでしょう。民法の７０９条と７１０条にちゃんと書いてあるでしょう。だから賠償というのは成立するわけでしょう。故意または過失によって損害を与えたものは賠償しなければならないと。そういうことは原理原則のはずですよ。それを地方公務員が守れなかったらどうするんですか。だから、これを住民が肩がわりするなんてことはあり得ないんですよ。これ、意見書だから、単に意見だという話でとどめたら、とんでもない話ですよ。町長の見解を承ります。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今お質しの、今回の火災に伴う監視委員会でございますけれども、住民がやるということであります。これにつきましては、今までもいろいろと除染についても住民の参加といいますか、自分たちで見守ってもらっております。今回、特にこのような除染の現場において火災が発生したということは、大変なことであります。このようなことについては住民の皆さんが大変な心配をして、不信を抱いたところでございますので、これについてはしっかりと住民の皆さんにも監視いただくことが大事だろうと思っております。ただ、その監視の仕方については、今議員お質しのような、身体の安全を守ることが前提でありますので、そういったことも踏まえながら今回の監視委員会については、しっかりとやっていくための体制づくりをしていかなくはないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

農地保全管理の質問でございますが、これにつきましても山木屋地区については先ほど申し上げましたように、避難指示解除準備区域、居住制限区域になっております。それらについては、通勤操業、通勤農業が、除染が終わって安全が確認されればできるというようなことで、今、制度のもとで動いているわけであります。今回の農地の保全管理につきましても、議員がお質しの、国が責任を持ってやるべきだということ

ろであります。もちろん国が責任を持って財政支援も含めて、しっかりとその土地を守っていくということが、私は国が責任を持ってやっていくべきだと思います。そこに参画する農家の皆さん方が、自分たちの農地を保全、管理するためにも、自分たちがまた、そのような組合をつくりながら、広く地域を挙げて取り組むことも、私は大事だと思っております。しかし、それを進めるに当たっての、それぞれのいろんな問題点については、しっかりと整理をして、しっかりした体制の中で取り組むべきだと思っておりますので、今、そういうことも含めて、この保全管理等については今後、取り組んでいく考えでおりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 質問じゃないことを答えてもらっても、これはしょうがないんだけど。そういうことは大事だと、それだけなんです。だって加害者責任でしょう。なぜ被害者がやらなきゃならないんですか。だから、ちゃんと議会では、ちゃんと完全な状態にして返せと。それは返す時期はいつだといったらば、解除の時期になるわけですよ。言ってること、わかりますよね。やりたい人いるからやるんだ、自分でやるのは当たり前だといったらば、避難なんかさせることなかったじゃないですか、そしたら。基本的に放射性物質に対する認識も極端に甘いし、議会は、ただ意見書を出したんじゃないんです。町民の代表機関の議会の合意として意見書を出したんですよ、国に。このことについて、環境省なりと協議をして、あとは内閣法制局と相談して、法律上は問題ないと、憲法上問題ないということでやっているんなら話はわかるよ。いきなり委員会に説明して、本会議に出す、本会議に出す前に全協に出したじゃないですか。だから、そういう協議が全くされていないということを私は見てるんですよ。だって、基本的にそうでしょう。解除するまでは、国が国の責任で全て元通りにして返すというのは当たり前なんです、そんなこと。町は加害者ですか、被害者ですか、まずそこから聞いていきましょう。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。まず1点目、町も被害者であります。そして今、ただいまご質問があります法的なものについても、これをしっかりと整備した上での今回の保全管理等を私は進むものだと思っておりますので、ただやみくもにそれを地元に押しつけるというようなことではないというような理解を持っております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そんなん、やみくもって言うけど。一方で仕事失わしてるんですよ。わずかなあれですよ、危険地帯ですよ、わずかな緊急雇用のお金で雇って、それで仕事なくなったら、これでもやんないかいという話と同じですよ、これ。およそ法律を守らなくてはならない行政がやる仕事じゃありませんよ。しかも、本来被害者の立場に立たなくてはならないのが基礎自治体であるはずですよ。ねえ、町長。副町長も書いてる暇があったら考えなさいよ。現実にはその辺のスタンスが誤っているんですよ。いつも役所はできない理由でやれないやつを探してくる、どうやったらでき

るかと、国の立場でやっているじゃないですか、今。こんなことあり得ないですよ現実。だから、これはきちんと国の責任でやらせることなんです。いいですか。もう時間ないですけど、町長ね、2月26日の民友か民報か忘れましたけど、ここに、これはあなたの顔ですよ。川俣町長、古川道郎氏と書いている。山林除染の方針示せなんて、言ってることと、やってることと全然違うじゃないですか。ここにちゃんと書いてあるでしょう。除染は迅速にと考えているが、問題は山林除染だと。山林除染まで要望している町長が、自分らのところは自分らでなんて話にはならんでしょうが、そんな情緒的な話。だから、法律制度上はあり得ないんですよ、そんなことは。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○6番（菅野清一君） だからね、結局、町長、これは一番住民が心配しているのは、なし崩し的にそうやって、作業をやったり、何をやったり、かにをやったりということ、で、どんどんと被害がなかったことに、方向に行くということに対して、不安がいっぱいあるということですよ。既に5月19日に甲状腺がん90人、発表されましたよね。50人で40人の疑いというけど、40人はまだ手術前ってだけです。実際はその4倍、5倍と言われています、実態は。なぜなら、一昨年12月15日、IAEAと福島県が協定書を結んだから、出てこない仕組みになってるじゃないですか、甲状腺がんは。しかも福島県は、本来12項目あるうち8項目しか甲状腺の検査をやってないでしょう、あの検討委員会とかという、わけのわからない組織。誰もあんなもん信用してませんよ。だから、誰も応募してないんですよ、健康手帳も含めて。あんなもん信用している人はいませんよ、よっぽどの人以外は。だから、そういう不安も含めて、みんなあるわけです。そういうので仕事がないからっていうんで、そこに行って5,000万出すから5人でやれとか、6人でやれとかって。あり得ない話ですよ。避難区域っていうのはそういうことなんです。わかりますか、町長。町長はかなり丈夫そうだと思うけど、一般の人はそんなに体は丈夫じゃないんですよ、現実。だから、もう少し法的根拠も含めて、どこへ説明してもわかるような説明をしてください。だから、この農地除染の整備も含めて、これは国の責任で管理しなくちゃならないんですよ。1反歩3万5,000円からやれなんて、そんな話じゃないでしょう、現実に。ありえませんよ、そんなこと。したがって、この火災の、火災だけ毎日見ているわけじゃないでしょう。いくらパトロール隊、消防車で走っているからって。2,300人も来て、425億円もかけてるんですよ、この除染に。1戸当たり1億2,500万ですよ。膨大な金額ですよ、これ。そしたら、きちんと業者にやらせるべきですよ、国の責任で。当たり前ですよ、そんなこと。そのために、保安院が今度、規制庁になったんでしょう。保安院って803人いましたから、職員ね。そんなの職員もかわってないでしょう。そのぐらいいればできるでしょうが。どうせろくな仕事してないんですから、でたらめばかりやって。これは明らかですよ。まさに隠蔽とでたらめ。こういうことで住民の感情を潰そうとしているわけですよ。

町長、もう一回お願いします。この農地除染は基本的に農家がやるものではなくて、後の管理も、国がきちんとして農家に渡すのが当たり前なんです。したがって、こ

の同じ火災予防にしたって、これは住民がやるべきことじゃないです。そんなにやりたかったら職員がやればいいじゃないですか、町長、自ら。もう一回、答弁をしてください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今、被災地、被害者の立場に立ってというように、私もそういう立場で今、全力でやっているのです。そんな中で、今、お質しのことでございますが、国が責任を持ってやるということは当たり前でありますし、私もそう言ってきております。その中にあって、地区の人たちなども参画することについても、法的なことについての問題がない、また先ほど来いろいろと放射能の問題も出されております。そういったことも整備しながら、地域の皆さん方が一体となって、この農地除染についての関心は皆さん持っているわけありますから、そのことを自分たちの問題としても考えていくことは、私は何ら問題ないと思っております。そんな意味では、国のほうの責任をそこになくして、なし崩し的に次々やるというのは、私はそれは反対であります。そんなことは絶対にさせない思いでありますので、今、お質しのことをしっかりと踏まえながら、この山木屋の農地除染等についても、しっかりと取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 現場は今、私も友達があそこにはいます、重要免震棟にいます。一昨日も電話で話しましたが、今現場は大変な状態になってますよ。我々が行ったときは、バスで行ったとき、一昨年の3月27日、バスの中は370マイクロシーベルト、今は1,800から1,900あるんですよ、バスの中で。いまだに1時間当たり1,000万から1,100万ベクレル出続けているんですよ、放射性物質は。2号機は全く手のつけられる状態にない、サブチェンが壊れているんですから。わかりますか。ですから、そこをちゃんと認識しながら当たってもらわないと、既に終わったんじゃないんです、現在進行形で行ってるんですから。きちんとやっていくことを申し上げまして質問を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩をいたします。再開は3時50分といたします。

（午後3時37分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後3時50分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 4番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 4番、鳴原利光であります。本日最後の質問をさせていただきます。

さて、先月から夏日や真夏日が続きましたが、電力不足や節電という声は聞かれませんでした。現在、原発が国内で1基も稼働していないのに、こんな生活ができるのかと思いたくなるような状況でした。3年前、政府は2030年代に原発ゼロという

目標を打ち出しました。政権がかわり、今は再稼働の方針を示し、原発ゼロの目標は遠のくばかりであります。今でも15万人に及ぶ原発避難者、放射能の不安の中、避難することもままならず、グレーゾーンで生活している川俣町の全町民は、原発事故の被害者であることを明確にして、さきの通告書に従って大きく2点、細部6点について質問をいたします。

まず、大きい数字1点目であります。防災計画に伴う避難計画についてであります。細部1点、原発事故による避難場所はどこになるのか。細部2点、食糧や燃料の確保対策は整っているのか。細部3点であります、安定ヨウ素剤の配布と服用はどこが指導するのか。

大きい数字2点であります。町長は国や省庁要望の際、避難区域以外の町民の賠償を求めたが、その内容は何か。細部1点であります、なぜ住民の代表機関である議会に説明をしなかったか。細部2点、町民の賠償要望の内容は誰とどのような機関で調整して決めたのか。細部3点であります。賠償要望の具体的な成果の見通しはあるのか。

以上、質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、防災計画に伴う避難計画についての（1）、原発事故による避難場所はどこになるのかのご質問でございますが、昨年度末、川俣町地域防災計画原子力災害対策編の附則として、暫定版ではございますが、川俣町原子力災害避難計画を策定したところであります。この避難計画においては、二つの段階の避難を想定しており、第1段階は、原子力発電所から30キロメートルの範囲内である緊急時防護措置準備区域、いわゆるUPZ圏外への避難が必要となった場合であり、この場合、近隣市町村への避難を想定しております。また、第2段階としては、30キロメートルを超えて、より遠方への避難が必要となった場合であります。今回の避難計画の策定に当たっては、当町自体が原子力発電所から30キロメートル圏外に位置しており、国が定める原子力災害対策指針を踏まえれば、地域防災計画における原子力災害対策編の策定は必要としない地域となります。しかしながら、現実には山木屋地区が避難指示区域となったことを踏まえ、県では当町を重点的な対策を講じなければならない暫定的重点区域に指定し、広域避難計画を含めた特別な対策を講じ、これにより当町の避難先については、福島市、伊達市、国見町及び桑折町が指定されたところであります。さらに、原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態に至るような事故等が発生するなど、県が定める避難先では安全が確保できないと町が判断した場合には、より離れた地域へ避難するため、災害時における相互応援に関する協定の締結先である愛知県日進市、長野県木祖村、栃木県野木町、そして友好交流協定締結先である東京都江東区へ避難するものとしております。町といたしましては、川俣町原子力災害避難計画は現時点では暫定版であることから、今後、避難行動要支援者への対応など、より具体的かつ実効的な内容とするため、避難先との協議も進めながら、随時有効な見直しを実施し

てまいる考えであります。

次に、(2)、食料や燃料の確保対策は整っているのかについてのご質問でございますが、現時点では食料、燃料の確保には至っていない状況にあります。東日本大震災及び原発事故による複合災害の経験から、少なくとも当面3日間の食料と飲料水、さらには物流が途絶えた場合に備えたガソリン、石油の備蓄は非常に重要であると認識しております。東日本大震災では当町の上水道が断水せず、生活に最も重要な水を確保できたことが、他自治体からの避難者の受け入れや炊き出しによる食料の支給など、有効な初動対応を可能とした大きな要因と考えております。しかしながら、飲料水や食料については、保管場の衛生的管理が必要不可欠であること、また燃料については発火、引火のおそれのある危険物であることから、いずれも保管場所及び管理方法等については、厳重な配慮と対策が必要であります。現時点では、適切な保管施設の確保が困難であるため、まず第1に飲料水の備蓄に向け、既存施設を活用するなどの方法を検討しながら、順次必要物資の備蓄、確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、安定ヨウ素剤の配布と服用はどこで指導するのかについてのご質問でございますが、安定ヨウ素剤につきましては、平成23年3月20日に、福島県から町へ配布されたところであり、昨年12月には使用期限の到来による更新が行われ、現在は保健センターに配備されております。しかしながら、現時点では配備という段階であり、実際の配布、服用に当たっては、昨年7月に原子力規制委員会において一定の見解は示されたところでありますが、福島県においては避難者への対応等といった特別な事情もあり、改めて検討を要することから、現在、県において福島県緊急被ばく医療活動マニュアルの改定に取り組んでおり、市町村と意見交換を踏まえながら改定を進め、最終的に県の防災計画に盛り込まれることとなっております。町といたしましては、県との連携を図りながら、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルの改定の進捗を注視し、改定後には当該マニュアルに基づいた適切な対応を図ってまいる考えであります。

次に、2点目、町長が国に要望の際、避難区域以外の町民の賠償を求めたがその内容は何かの、(1)、なぜ住民の代表機関である議会に説明しないのかについてのご質問でございますが、避難区域以外の方への賠償、いわゆる自主的避難等に係る賠償につきましては、原子力損害賠償紛争審査会が示した中間指針の第一次追補において、平成23年12月までの賠償に関する内容が盛り込まれており、自主避難した、しないにかかわらず、対象となるとされております。次いで、平成24年3月に出された中間指針の第二次追補においては、平成24年1月以降の賠償について言及されたところでありますが、東京電力においては、自主的避難等に関する賠償を、平成24年8月までとし、それ以降の賠償は行っていない状況にあります。町では、昨年6月に福島市で行われた第32回原子力損害賠償紛争審査会において、町の実情を訴え、賠償の完全実施を求めてきたほか、同6月、復興大臣に対し、自主的避難等に対する十分な賠償を求めたところであります。また、7月には県内自治体等で構成する福島県原子力損害対策協議会において、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望を、文

部科学大臣、経済産業大臣、復興大臣及び原子力損害賠償紛争審査会長に行ってまいりました。また、9月には復興大臣に対して、そして10月には経済産業大臣に対して自主的避難等を含め、被災者側に立った十分な賠償の実施を求めたところであります。さらに11月には、再度、福島県原子力損害対策協議会において、文部科学大臣、経済産業大臣、復興大臣及び原子力損害賠償紛争審査会長に対して、中間指針の追加見直しや損害の範囲を幅広く捉え、それぞれの被害の実態に見合った十分な賠償を最後まで確実に行うよう求めたほか、今年2月には経済産業大臣及び東京電力株式会社の廣瀬社長に対して、同様に緊急要望を実施してまいりました。そして、今回ご質問のあった5月14日に行った要望でありますが、経済産業大臣に国が前面に立って東京電力に対して損害賠償の完全実施や、被害者の視点に立った親身、迅速な賠償等を行わせるよう求めたものであり、自主的避難等についても、再度、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を最後まで確実に行わせるよう求めるとともに、個別具体的な事情による損害についても対応させるよう求めています。要望内容につきましては、これまで一貫しており、今後とも引き続き県や関係市町村とも連携しながら、審査会による指針の中に自主的避難等への賠償について、改めて盛り込むよう要望を行ってまいります。町議会において、平成24年12月に内閣総理大臣等に対し提出された自主的避難区域における精神的損害に対する賠償の中間指針の見直しを求める意見書と、ほぼ同じ内容であったことから、町からの要望内容についての改めての報告は行っておりませんでした。配慮が不足した点について、ご容赦いただければと存じます。

次に、(2)、町民の賠償要望の内容は誰とどのような機関で調整して決めたのかについてのご質問でございますが、主管課である原子力災害対策課が起案し、関係課が確認の上、最終的に私が確認し、経済産業大臣に要望書を提出してまいりました。町では、一貫して自主的避難等については、平成24年9月以降停止している賠償の継続を前提に、損害の範囲を幅広く捉え、住民それぞれの損害の実態に見合った十分な賠償を、最後まで確実に行うよう求めるとともに、個別具体的な事情による損害についても対応させるよう求めています。今後とも機会あるごとに、県や関係する市町村とも連携しながら、国や東京電力に対し、粘り強く要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、(3)、賠償要望の具体的な成果の見通しはあるのかについてのご質問でございますが、さきに答弁したとおり、国及び東京電力に対して継続して要望を実施しておりますが、自主的避難等に関しては、いまだ大きな進展が見られない状況であります。しかしながら、これまで賠償対象とならない場合でも、新たに対象となる事例があるほか、さらには平成24年3月に示された中間指針の第二次追補においても、改めて自主的避難等に係る措置が賠償対象に追加された前例もあることから、今後とも粘り強く要望してまいります。また、自主的避難等を含め、損害賠償紛争解決センターの和解事例や手続き、方法等につきましても、災害広報紙などを活用し、一層の情報提供の充実も図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 1番から再質問させていただきます。経験もしたことない東日本大震災、そして原発事故で、本町は原子力というものに対して、町民も私らも知らなければ、町もおそらく知らなかったということで、逃げることも避難することも何も対策がなかったと。そういう中で、浜、双葉郡のほうから急遽避難されて、自分のことより他人のことということで、後になったら我々も逃げんだったなということが現実でございました。そういうふうな中で、今回、県が示しました暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画の概要ということで県でも発表になりましたが、22年の国勢調査では550万人避難するんだということなんですが、これに関しては、各町等は協議はいたしたんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。今回の避難する町村とはまだやっておりませんが、県のほうの指示がありましたので、今後そういうふうな町は協議をしていきたいと考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これほどの災害があつて、これほどの避難者を出しながら、まだまだ原子力も収束しない中で、取ってつけたように川俣町は福島市、伊達市、国見町、桑折町に避難するんだということなんですが、小島の近くは伊達市なんですが、そこら辺に避難されても大丈夫なんですか。そういうことは県のほうから、何か町のほうには言っていないんですか。一時避難だから大丈夫だということなんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。当町の避難先につきましては、答弁ありましたように、福島市、伊達市、国見町と桑折町ということになっておりますが、確かに議員おっしゃるとおり線量等も高いということもありますので、今回、愛知県の日進市とか、長野県の木祖村、栃木県の野木町、そして東京都の江東区ということで今、災害協定を結んでおりますので、そちらのほうに避難するということも考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 災害応援協定を結んでいるところに行くんだということですが、暫定的とはいいいながら、町の防災訓練、今度、我々にも貸与になりました。すばらしい防災訓練だと私は思うんですが、中身もまだ暫定的なところもあるんだなと思います。こういう中では、今、川俣町と隣接したところに避難したって同じだと私は思うんですよ。行くんだったら、やっぱり200キロ、300キロ先に避難するのが、原子力対策の避難の方法だと私は思います。そういうふうな中で、川俣町、1万5,000弱の人口のこのあれを避難させるということでございますが、あの23年度の震災の後、川俣町もどこさ避難するんだと、もう1回何かあったらどうするんだというときに早く作成しろよというようなときに、南会津さ行くんだと、南会津に避難するん

だと言っても、具体的ながなは私らにも説明がなかったんですが、そういう事例もあります。それで、町の防災訓練、今回いただいたやつ、町避難の手段としては、町保有の車両、公共輸送、バス、ＪＲといろいろあるんですが、自衛隊とか。これ、川俣町ばかりが原発でまた避難するということになって、ほとんど県内が今度は避難するわけですから、そういう中でＪＲバスだって、恐らく何万台も持っているわけじゃないと思いますが、この中に、やはり地元にもそういうバス会社もあるし、あらゆるそういうことも考えながら、そういう考えはありますか、町のほうでは。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。ＪＲバスさんとかいろいろと電話をして、予約できるかという話をしましたが、それは無理だという話だったものですから、地元の観光業者もおりますので、そういった地元の車を利用するというのも、今後、考えていきたいと思っています。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 慰安旅行に行くわけじゃないですから、これね。やはりちゃんとした災害協定を結ぶとか、そういうことをしておかないと、絵に描いた餅になっちゃうんじゃないかと思うんですよ。自衛隊だって、全部が全部川俣に来てるわけじゃないですから、そういう災害協定を結ぶ考えはございますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。今後は災害協定を結んで、避難できるような体制づくりをしていきたいと思っています。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 早くそういうものは結んでいただいて、町民の安全安心を確保していただきたいと思うんですが。この県のほうの広域避難計画を見ますと、私が見ても、これは何だか、原発事故で避難するんだか、その辺の災害で、ちょっと水害で避難するのかなみたいな感じなんです。福島県も県外に逃げようとは言ってないんですね。あくまでも県内に避難しなさいと。ということは、私から言わせると町民のことなんか何も考えてないということです。唯一、いわき市が近いものですから、茨城県には要請はしているようですが、その隣接県には県のほうでは何もやってない。今後検討しますということなんです。そういうことでは、これからいざ原発事故があったときに避難しろよと言っても、この計画ではちょっとおかしいんじゃないですか。今度、こういう計画策定に対して、町との打ち合わせを今後やる考えは県のほうであるのかないのか、わかりましたらお答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。今後、県のほうとも協議を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 後でまたいろいろヨウ素問題で県のこともやりますが、県、県と言っているとあれなんです。被害の出てるこの自治体が積極的に県に働きかけないと、

なかなかこういうものはうまくいかないんじゃないかと思いますので、その辺もよくこれからやっていただきたいなと思います。それで、先ほど言ったみた、1番は何たって、どこに避難しようが、県外だろうが、たとえ応援協定を結んだって、歩いて日進市だの木祖村まで行けるわけないんですから、きちんとその輸送機関は町のほうできちんと協定を結ぶなり、それは確保していただきたいと。早急にそれはできますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。必要と考えるので、早急に検討していきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） こういうものは、やっぱり早いものが勝ちですので、ぜひ早くやってください。輸送に関しては、避難に関しては、まだまだ検討の余地がありますので、もう一度検討していただいて、町民の安全安心をやっていただきたい。

それで、2番目ですが、食料や燃料の確保対策は先ほどいろいろおっしゃいました。町長も確かに燃料は危険物でございますので、指定量以外はそちこちに置くわけにいかない、これはなかなか難しいと思うんですが、食料に関しては、やはりあれほどの避難者を抱えながら、別におにぎりとかあれくらいだったけども、あれだけ経験がございます。残念ながら我が町の人にはそっちのほうに置かれたようなんですが。それで、この食料の件なんですが、私も防災計画書をいろいろ見せていただきました。食料対策、いろいろ私も提言しました。いろいろ見ますと食料、スーパー、川俣商工会とか、いろいろ関係機関にお願いをするということなんですが、これをずっと私、見てたんですが、川俣商工会っていつても小売店なんてほとんど今ないですよ。川俣町の町民の食料を確保するなんてのは、なかなかこれ難しい話だと思うんです、私。それで、大型スーパーも川俣には何店かございます。あとは少し大きいスーパーもございますが、そういうところとコンビニ、やはり一番流通があるのはコンビニです。そういうところと町は食料の協定、防災協定か何か、協定書は結んでありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。現在は大型スーパー、コンビニとは協定を結んでおりませんが、議員おっしゃるとおり大変必要になると思いますので、今後、検討して締結をしていきたいというふうなことを今、検討していきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） やはりこれ、人間生きていないと生活できないと思うのですから、やはり今の警察もそうですが、消防あたりもそうなんですが、災害に対応するところでは、職員の災害時の食料を確保するために、コンビニと協定を結んでいるんですよ。協定を結ぶということは、何か有事があった際には優先的にそちらに行くということです。ですから、やはりそういうことで町として、早い時期にこれをやっておくべきだと思います。これは震災をしてから原発事故から3年もたってます。こういう中で、またそういうこともしてないというのが私は残念なんですが、今後、早急にそう

いったことをやる考えがあるかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。農協とか商工会にはあるんですが、コンビニとか大型スーパーにはまだやっておりませんので、早い時期、早急に協定を結ぶということを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 農協さんではお米などは大量に保管しているから、これは大丈夫だと思うんですが、緊急に、やはりその辺も確保するためには協定を結ぶべきだと私は思っております。あとは燃料ですね。燃料、やはり輸送機関には燃料が必要ですから、石油協同組合とかそういうところも協定は結んでおりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。まだガソリンとか石油については、協定を結んでおりません。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） やはり、それも大切なことなので、早く石油協同組合とか、そういうところ協定を結ぶべきだと私は思っておりますので、よろしくお願いします。

先日、いろいろ情報網ですね、食料品とか避難場所の情報なんですが、今、国では災害のときの情報伝達のながやってるんですが、これ商工会とかそういうところもやっています。先日も6月4日ですか、公共情報コモンズ合同訓練なんですが、去年からこれをやっています。去年は44市町村、福島県で今回は56市町村参加しているんですが、町もその訓練には参加していますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。公共情報コモンズの合同訓練であります。昨年につきましては参加してございません。本年度は県内で56ということで、川俣町も参加をしております。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これも避難されたときに食料とか、そういうやつ確保には大切な制度でございますので、国でやっておりますので、また来年もやと思いますが、ひとつしっかりと確保しておいていただきたいと思います。

時間もだんだんなくなりましたので、大切な問題、3番目の安定ヨウ素剤の配布と服用についてであります。安定ヨウ素剤、これなかなか難しいものですな。現在、川俣町には安定ヨウ素剤が配布になっているということで、今、答弁書をいただいたんですが、間違いないですね。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。25年2月26日、県から安定ヨウ素剤をいただきまして、錠剤2万5,000錠、あと粉末料1瓶25グラム入りのを4瓶、保健センターのほうにいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これは、震災前にも町には安定ヨウ素剤は配布にはなっていたんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。震災前にはヨウ素剤は配布されておられません。

ご答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうしますと、震災後に配布されたということですね、今はあるということですが。それで、この安定ヨウ素剤、これ川俣町にも保健師さんがおります。今そういうやつのヨウ素剤の取り扱いとか、服用許可というやつが、何か県あたりと、原子力規制庁のあれもあるんですが、町独自でいろんな取り扱いとか、そういう説明会ですとか、そういうことはやっておりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。このヨウ素剤の取り扱いにつきましては、特に説明会とかはやってはおりません。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これですね、震災のとき、皆さんも知ってるかと思うんですが、隣の三春町ですね、三春町には大熊町の方が避難されてきました。そのとき、大熊町の妊婦さんが避難されて、避難場所に来たときに、黄色い袋の薬を持っていたと。三春町の保健師さんすらそれを知らなかったんですよ。何ですかと。保健師さんに相談したら、保健師さんはわからないんですよ。何持ってるんですかと。私らは避難されるときにみんなに配られたんだと、安定ヨウ素剤を配られたんだと。これ服用してもいいですかと言っても、保健師さんはわからなかったんです。恐らく双葉郡の原発立地町以外はわからなかったと思うんですね。それで、三春の副町長は、その妊婦さんから聞いて、一人の職員、専門的にわかっていた職員が大熊町に一人いたそうでございます。その方がたまたま、こういうものだと言って、初めてこの安定ヨウ素剤というのがわかったと。そして、その一人の大熊町の職員の方が、風向きによっては三春町が汚染される可能性があると言ったわけです、その方が。何でもかといったら、その方はいろいろ知ってたんですね。オーストラリアの学者が、研究者が、福島原発が爆発すれば、三春に来るのが一番確率が高いということで、その方、副町長が、原発、12日に水素爆発したときに、毎日屋上に上がって吹き流しを流したそうです。そして毎日、風向きを見てたそうです。保健師さんに、まず県に言って安定ヨウ素剤をもらってこいと言って、町民の40歳以下の安定ヨウ素剤を原子力対策課、県に行って、無理やり取ってきたそうです。そして、副町長は屋上に上がって、毎日朝から晩まで吹き流しを見ていたそうです。そして、15日がこの限度だと言って、前の日に職員を全部集めて、一晩でこのヨウ素剤を配ったと。そして、副町長のほうで、よし、今

日がリミットだと言って飲ませたわけです。95%の職員に服用させたということです。

それで、町もこれから、まだどうなるかわからない状況です。防災計画によりますと、原子力規制委員会だの、県だの、何だのの指示がなければ服用しちゃだめだと言ってるんですが、これ町独自の判断により住民に対して服用させることができるということなんですが、そういう考えはありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。先ほど、町長からも答弁がありましたとおり、今、県におきまして、このヨウ素剤の取り扱いについては、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルの改正に向けて準備中でありまして、市町村の意見を踏まえ、最終的に県の防災計画に盛り込まれる予定でございます。この県のマニュアルを受け、町としても今後、どのように対応するかを決めていくようになりますので、今のところ、そのヨウ素剤につきましては、独自に配布するとか、保健師の指示で服用するということは、まだ決めてございません。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） この安定ヨウ素剤なんですが、いわき市では、もう配布されているんですね。23年3月に妊婦、40歳以下に皆配布されています。市の独自の判断で配布したということでもあります。あと13年の3月、原子力規制委員会かな、5キロ以内は配りなさいということでやっている、5キロ以内は皆住んでないからね、これを配ったってあれだけでも、そういうふうな指針を出したと。それで、町長、これは三春の町長じゃなくても、やはり町民を守る以上は、町長の判断で、たとえ県と国と喧嘩しても、俺は町民を守るんだという姿勢はありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今、鳴原利光議員からの質問であります、これは大事なことでありますので、私は町独自にも、これはやる考えで、当時3月17日に、その対応をとったところでございますが、今、お質しの三春町は事前にそれで配ると。川俣町も、40歳以下に配るところは公民館にしようかということでやったわけでありすけれども、県のほうと協議したところ、もう日にちが過ぎているということで、今度は害があるという、弊害というんですか、そんなこともございました。それで、やらなかった経緯がございますが、しかし私は大事なことでありますから、そういうことはしっかりと配備しておいて、遅れることなく、もし非常事態が発生した場合には配布して、町民の命と健康を守っていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 国、県は、副作用があるから、あんまり飲ませるなと言うんですが、私はいろいろ調べました。三春町では、副作用が出た方は二人だけです、2件です。それで、そのときにやはりこういう家族の方もいたんですね。娘さんにやった、飲めと言ったら飲まないと言った。ところが、終わって、過ぎてみたら、ほとん

どの95%の方が飲んでいいる。適齢期のまだ高校生、二十歳ぐらいの娘さんみたいなんですけども、いや、飲ませんでしたと。私は親として飲ませんでしたと言って、がっかりしてたという話もございます。あと、この原子力規制庁原子力防災課で25年10月、これ発表したやつなんですけど、40歳以上は余りリスクがないから飲むなということだったんですが、ちょっとこれ変わってきたんですね。40歳以上でもリスクは残存するとの報告もあるけども、40歳の方も含めて希望者には配布する、したほうがいいということ、原子力規制庁原子力防災課で言ってるんですが、町はその考えはありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 私ども40歳以下というようなことで理解をしてきたんでありますが、今、議員お質しの40歳以上でもということにつきましても、町のほうもしつかりと調べて、必要なものについては、しっかりと対応していくということで取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長として町民の命を守っていただきたいと思います。それで、最後ですね、最後というかこの点なんですけど、国県、国県と言っていると、国県以外の我々市町村は取り残されるんです。医大ですよ、水素爆発したときに、県はあれほど三春町に勝手に持っていった、返せ、返さないをやったわけですよ、県と。三春町は返さなかったんです、飲ませたんだから。飲んだから返すわけにいかねえべってやったわけですね。見てみなさい、いいですか。副町長も県に当時いたからあれなんですけど、県は市町村には黙って、医大の職員や家族には飲ませたんです、それを町はわかってますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。わかっておりませんでした。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） まさしく市町村をないがしろにする、私は行動だと思います。いいですか。こういうことが書かれているんですよ。これは間違いなく医大から発表されたコメントですからね。県民には配らなかつたヨウ素剤を県立医大の医療従事者やその関係者が飲んでいたというのは紛れもない事実であり、しかし県立医大はヨウ素剤の配布が県立医大関係者に行われたことを市民に口外しないようかん口令を敷かれていたと。このような行為に対して、市民から医療従事者の倫理が問われるのは当然であろうと。まさしくこのとおり、皆さん飲んでたんですよ、医大の職員、家族の方は。そして、市町村には飲ませたら、返せ、持っていったがな返せというのが、これが今の現実だと私は思っております。しっかりと基礎自治体の首長として、これを肝に銘じて、これからまだある可能性がありますから、しっかりとやっていただきたいと思います。この件は終わりたいと思います。

それでは、だんだん時間もなくなりましたが、今回、町長、いいですか、たまたま私、この間、新聞を見ておりました。町長、これすごいなと、私、一瞬喜んでいたん

ですが、今日の回答書を見ますと、自主避難だとかなんとかっていうんですが、私この内容を見ますと、5月15日の民報の新聞、経済産業省に行った写真が出ております。町長、大したもんだなと、私は最初期待してたんですが、要望書では、新聞の内容だから中身は、まあ新聞屋だからうそは書かないと思うんですが、山木屋地区以外の町民に対しても、精神的損害賠償の対象にするよう求めたといったものですから、これ、私のところに何人かの方から電話が来ました。今度、俺らの声、町長が先頭に立って頑張るのかなということなんですが。この内容を見ると、自主避難とかなんだとか言ってるんですが、町長、本当に先頭に立って、提訴でもADRでもやるという考えで言ったんではないんですか、どのような考えで言ったんですか。ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。答弁申し上げてきましたとおり、町といたしましても、この山木屋以外の地区についての補償金、お見舞い金を町民一人、1万円ずつ出してしておりますが、それらについてもまだ東電のほうからは回答が出ておりません。そんなことも含めて、この山木屋以外の地区についての補償についても、しっかりと国もそれを後押ししていくべきだというようなことでの要望も踏まえてやってきておりましたので、ここに先ほど答弁したような内容でありますから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 同僚議員も何回となく川俣町民に、精神的被害だからこのぐらい出せと、町長が先頭になれということを、今までも言われてきております。その中で、町長は民と民の考えだというようなことで、いろいろ今まではすり抜けて来たような、私は感じがするんですが、やはり、先ほど6番議員も言ったけども、山木屋だって、除染して土壌が0.5だとかなんとかって、今、この旧町内で私の家だって庭で0.4ありますからね。家の中に入ったって0.1ありますから。そうするとこの川俣町というのは、やはりここに住んでいる、グレーゾーンに住んで、みんなこれ、痛くもかゆくもないから住んでますけども、やはり町長が先頭になって、ADRでも提訴でも何でもやるぐらいの、あるいは考えはありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） さきの議会でもご質問をいただいておりますけれども、私がその代表になって、そういう賠償をやるということについては、私が代表になってやることについては考えていないという答弁をしておりますので、現時点でもそのような状況であります。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 福島県の原子力ですか、損害対策協議会に川俣町も入っているんですが、つい最近では2月6日ですか、東京のほうに行ってきたようでございますが、これを見ても、精神的損害とかなんとかいうのは勝手にやればいいんだみたいな感じで私は見ておったんですが、また先ほど町長が答弁したとおり、原子力損害賠償審査

会、これは文部科学省で審査会をやっているんですが、県内には2回来てますよね。

25年6月22日、福島のビューホテルですか。あと24年1月17日と2回来てますよね。そういうところに行って、この精神的損害賠償の話などは出なかったんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 県内に来たとき、私は出席しておりませんが、答弁に申し上げましたとおり、国のほうに、センターのほうの課長のほうには、直接要望活動をしてきておりました。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 要望は書類を渡すというのは、これは一番簡単でいいんですが、やはりここに来ては、懷に刀を持ったりして戦う姿勢がないと、私はだめだと思っているんですが。それで、霊山町の小国地区、また坂ノ上、月館の相葭ですか、あそこでも特定勧奨地点が指定されたということで、隣のうちは避難した、隣のうちは残っていたというようなことで、この方たちもADRをやったわけですよ。そして、やはり認められて、賠償金も先月支払いになったという話を私は聞きました。一人月額7万円、22カ月分と。23年6月30日から25年3月31日までということなんですが。これで、見てみますと、今、川俣町にもちょっと動きがありますよね。私も二、三そういう話は聞いています。町は何をやっているんだと。我々のところを見殺しにするのかというような話がいっぱい出ているわけですよ。そういう中で、だんだんADRも、和解案も煩雑になってきて、いろいろあれになってきてるものですから、弁護士会あたりで、やっぱり三つの誓いを守れということをやっているわけですよ。町長、だんだんやっていくと、山木屋以外の川俣町町民の人たちは置いてきぼりになっちゃうんですが、町一つで、まだまだ線量だって高いですし、被害もあります。今だって精神的被害はみんなあるわけですから、やはり町長ね、ここは男になってやるべきだと思うんですが、再度、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今、議員お質しのいろんな外の例もあるわけですが、その点も認識はしております。私が今、答弁申し上げましたような内容で、この個別にもしっかりと対応すべきだということを、ADRのほうに申し上げ、そしてまた国のほうにも入れるべきだということでの運動を強力に進めてまいることを申し上げて、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうすると、町長は先頭に立って、私はやらないと。あとはやる人が勝手にやってくれと。あとは国、県でやればいいと。国、県では結局、何も私はやらないと思うんですよ。やはり、現実を知っているのは、その自治体の首長ですから、その辺を町民の心も見ながら、やはり町長、やるべきだと思うんですが。本当にやる気はないんですね、じゃあ。私はくどいですから、3回ぐらい聞きますけど。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。私が答弁したとおりでございますので、その内容でご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これほど山木屋以外の町民も精神的被害があるのに、首長はやらないということなんです。これ、まだ震災から3年、本当に痛くもかゆくもない、そういうふうな状況の中で、グレーゾーンの中で生活している川俣町民が、私はかわいそうだと思っているんですが。本当に町長、うちであれば、町長はお父さんですよ。おやじなんだから、町で言ったらおやじですよ。うちで言ったらおやじ、町では首長。やはり町民を守るには、やはり町長ね、山木屋地区以外の町民のために、一肌脱ぐぐらいの気持ちがあってほしいなと思うんですが。

それで、これは時間もないですから、私は最後にしたいと思うんですが、町長、いいですか。私、これ、政権がかわったときの新聞です。そのときの避難区域首長の新内閣に対する要望ということで、ちょっと私、古川町長のやつをとっておいたんですが。いいですか。原発事故からの復興を加速するために予算と人材の確保にしっかりとうんぬんかんぬん、これはわかりますね。手をこまねいていると人口減少に歯どめがかからなくなってしまうと。子育て支援や産業再生に力を入れるべきだ。安部首相は衆議院告示日に本県で大一声を上げたそのときの決意を決して忘れないでほしいと。町長はそういうコメントしているわけです。町長も、やはり町長になったときの気持ちを忘れぬように、俺は町民を守るんだと、俺は町民のためにやるんだと、そういう決意を、やはりここで町民に見せるべきだと思うんです。最後に、町長の答弁をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。私は、町民の命と健康をしっかりと守り、そして、この原発事故の生活再建に向けた事業を具体化するために、全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長ね、やはりそういうふうに精神的被害を受けている町民もいるんだということで、戦えば、やはり人口減少にも歯どめもかかるんじゃないかと思っていますので、しっかりと考え直して、これからでも間に合いますのでやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日10日、火曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。（午後4時45分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 鳴 原 利 光

同 署名議員 高 橋 道 也